

1. 議事日程第5号

(平成20年第3回大口町議会定例会)

平成20年3月18日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

1番	吉田正	2番	田中一成
3番	柘植満	4番	岡孝夫
5番	宮田和美	6番	酒井廣治
7番	丹羽勉	8番	土田進
9番	鈴木喜博	10番	木野春徳
11番	齊木一三	12番	倉知敏美
13番	酒井久和	14番	吉田正輝
15番	宇野昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	酒井 鎭	副町長	社本 一裕
教育長	井上 辰廣	政策調整室長 兼 総務部長	森 進
政策調整室 参事兼 政策調整課長	大森 滋	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	近藤 則義	環境建設部 参事兼 環境経済課長	杉本 勝広
会計管理者	前田 守文	教育部長	鈴木 宗幸
行政課長	近藤 孝文	企画財政課長	近藤 勝重
福祉課長	馬場 輝彦	こども課長	鈴木 一夫
保育長	稲垣 朝子	保険年金課長	吉田 治則

健康課長 河合俊英
都市開発課長 近藤定昭

建設課長 野田透
学校教育課長 江口利光

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 近藤 登

議会事務局長 佐藤幹広

開議の宣告

議長（宇野昌康君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

（午前 9時30分）

一般質問

議長（宇野昌康君） 日程第1、一般質問を行います。

倉 知 敏 美 君

議長（宇野昌康君） きのうの一般質問では、吉田正君まで終了しております。通告の順序に従って、次は倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） おはようございます。12番議席の倉知でございます。

議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

道路行政について、まず最初に総論的なお尋ねをしたいと思いますが、人間はその置かれた立場に立ちまして物事を考え、行動し、言葉にあらわすのが常でありまして、私ども議員としての立場は、やはり住民の皆様とは多少異なるところがあって当然であります。しかし、常に住民の立場に立った考え、行動も心しておかねばならず、住民のために議員としての思いを説明し、納得、理解を得る努力は必要不可欠のものと考えております。このような考え方は、住民の福祉の増進を図ることを基本とする行政と住民との間にあってもしかるべきものであるということは御理解いただけるかと思いますが、現実にはどんなものでしょうか。例を道路行政に挙げてお尋ねしたいと思います。

道路は、我々の生活に当たり前のようでありまして、その歴史はもう有史以来からのおつき合いかと思っておりますが、今、ここに続きます一本の道にもそれなりの歴史を持ってありますし、その種類や形状、あるいは利用状況などによって、そのとらえ方は人それぞれで、行政側と住民側とでは考え方にも相違点があって当然でございますが、その違いの歩み寄りといえますか、なぜその道路がその現状であるのか。そして行政側としては、その道路を将来どのようにしていきたいのか、きちんと説明し、住民の理解を得る努力は必要ではないかな、そんなふうに思っております。連日、その努力の連続であるとおっしゃるかもわかりませんが、そういったことも踏まえまして、道路行政に対し、いかようのお考え、理念で毎日向かい合っておられるのか、まず基本的な姿勢についてお尋ねをいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 改めて、おはようございます。

それでは、最初の御質問でございます。道路行政の基本的な考え、理念、姿勢についてのお尋ねかと思えます。

議員が言われますように、道路は人が生活していく上に必要不可欠なものであると、その一本一本にはそれぞれの歴史があると同様に思っております。

ある雑誌のコラムになりますが、戦後の高度成長の中で地域の歴史を記憶する「みち」。「みち」につきましては、点と点を結ぶだけの物理的インフラである「道路」に変わってしまったとありました。昔、家の前を通っていたのは「道路」ではなくて「みち」であって、「みち」は子供たちの遊び場であり、井戸端会議の場であったりと、その地域で生活する人々の営みを感じられましたが、今日の車社会の到来で、車が大手を振って走り、地域住民の生活や環境よりも、自動車をもっと効率的に走らせるという目的の「道路」に変わってしまったという内容でありました。なるほど大口町でも、思い起こせば、41号が開通するころまでは、確かにそうした「みち」であったように思います。

さて、道路行政に対する基本姿勢について御質問をいただいたわけでございますが、先ほどのコラムではありませんが、昨今の人と人、人と地域社会の結びつきがいろいろと問われるときとなり、「みち」が持っていた役割を復活させる必要があるのではないかと考えております。それには、第一に生活道路から通過車両を排除し、「みち」であった時代の安全を取り戻すことが必要だと思えます。

通過車両を排除するためには幹線道路の整備が必要となりますが、幹線道路には、計画決定からこれまでの歴史、位置づけなど長年の積み上げがあり、用地買収など、なかなか難しく、理解を得るためには年数がかかってしまっているのが現状でございますが、その整備に当たっては、車がいかにスムーズに走行できるかという観点だけではなく、道路によって地域を分断させることなく、その地域の人々の安全確保、また地域の活性化に役立つものでなくてはならないと考えております。

これらのことは、国会議員、県議会建設委員会、さらには自由民主党への要望、協議の場において、国・県に対して要望を従来から行ってまいりました。地域ニーズに対しての状況調査も年1回やらさせていただき、要望順位をつけて、条件の整ったものから順次取り組んでおります。さらに、平成10年度策定の道路網整備計画による郷中の整備についても、地域の皆さんと協議しながら順次進めているところでございます。また、道路網整備計画の見直しについても検討してまいりたいというふうに考えております。よろしく願いいたします。

（12番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） 大変立派といえば立派な御答弁、当然といえば当然といったような印象を受けましたが、町民が快適で安全な日常生活を送るためには、道路のほかに、側溝の整備ですとか、あるいは横断管のしゅんせつなど、例年、各区から土木工事の要望調書といったものが提出されております。中には用地買収を伴う項目もありまして、それができる、できないはお構いなく、いささか望外の感なきにしもあらずといったような要望もあるかと思いますが、先日の質疑で平成19年度では370件ぐらいの膨大な数に上るとお聞きいたしました。これに対して、その工法ですとか予算、あるいは時期、公平性の立場など、どのように対処しておられますでしょうか。そして、その提出されたものの結果を各区に対してどのようにフィードバックしていくのか、お尋ねしたいと思っておりますが、私はここが本当に一番大事なところではないか、肝心なところではないかなと思っております。

と申しますのは、ちょっと話が飛びますが、1週間ぐらい前、155号の替地地区で交通事故がありました。155号は、御存じのように、豊田地区の方から小牧地区の方へ向かいまして、替地でちょっとカーブしております。そのカーブをどういうわけか真っすぐ突っ込んでくる車がありまして、駐車場にとめてあったそのこの住人の方の車が大破してしまっただけでなく、かなり御立腹でございました。そういったような事故、人身も含めまして、私がお聞きしておるだけでも過去十数回あった。塀の中に飛び込んでくる、車にぶつかる、電柱に直撃する、そういった事故が過去に十数回ございました。ですから、155号の歩道と車道の間にはガードレールをつけてくださいという申請をかなり前から出してはおりますが、一向にガードレールが取りつきません。なぜつかないんだ。みんなこういつても言っておるんですが、だれもその理由がわからないんです。こういったことは、道路行政に対してどうしても不満を持ってくるんですね。ですから、仕事量の増加といった懸念はありますが、要望調書に対しまして費用対受益もきちんと説明し、できないものは毎年持ち上げてきてもできませんよ、あるいはこういった条件を協力していただければこの工事はクリアできますよ、そういった指導といいますか、努力をしていけば、地元も多少不満は残るものの、納得はしていただけるんじゃないか、そんなふうに思っております。そして、できれば懇談会ですとか区会など、住民の中へ入っていただいて、住民の目線がいかようなものが、改めて御認識いただける、そういった機会、いい場であると思っておりますし、そういった住民の方を向いた真摯な積み重ね、そういったものがこれから先、道路行政に対して、どうしても必要な住民の協力が得られる原点ではないか、そんなふうには私考えてはおりますが、こういったフィードバックといいますか、そういったものについての御見解をお尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 二つ目の御質問につきましては、建設の方へ出ております要望

調書に対するフィードバックについての考え方を御質問いただいたかと思ます。

土木工事の要望につきましては、御存じのように、毎年9月の区長会にお願いいたしまして、10月末までに提出をお願いしてある状況でございます。この時期に区長さんをお願いする理由といたしましては、当該年度の工事箇所の計画も確定したところで、次年度の工事要望をお聞きしまして、次年度の予算要求の根拠とさせていただくものでございます。

平成19年度につきましては、道路改良工事を初め、舗装、側溝整備、しゅんせつ、道路維持工事からカーブミラー設置等、先ほど言われましたように、370件の要望をいただきました。毎年、この数前後の数になっておるかと思ます。当然、全部の工事ができるわけではございません。特に用地買収を伴うものは、先ほども言いましたけど、なかなか難しく、地元の協力がなくては進められません。しかし、要望の中で、毎日の生活に支障を来すような排水不良や悪臭となるしゅんせつ工事、交通安全対策としてのカーブミラーの設置については、100%おこたえできるように心がけております。その他の工事につきましては、緊急度、優先度について、地元でつけていただいた順位をもとに判断させていただきまして、予算に反映し、工事計画を立てております。

なお、各区に対しますフィードバックといたしましては、その年度の工事予定箇所について、9月の要望書提出依頼のときに区長さんにお知らせしております。なお、できなかったものにつきましては、地元の協力をいただきながら、年数はかかっておりますが、理解をいただくよう取り組んでおりますので、よろしくお願ひしたいと思ます。こういう形での考えでやっております。

(12番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 区長さんにどうもその御返事と申しますか、結果の報告と申しますか、そういうことをされておるようでございますが、その割には一般の方々ほとんど、どうしてまだやってもらえんだらうとか、そういった疑問をよく持っております。もうちょっとフィードバックの仕方を一遍お考えいただきたいなあと、今、改めて思うわけでございますが、ぜひそういった結果が本当に住民の方にわかるような、そりゃあ区長さんからもっと区民の皆さんに連絡せいと申われればそこまでですが、役場としてももうちょっと住民の皆さんにわかるようなPRの方法、連絡の方法をぜひ御検討いただきたいと思ます。

それでは次に移ります。

今や完全に死語になっているかと思ますが、昔は勤労奉仕というものがございました。私もはるか昔、簡易水道の配管工事なんかを村じゅう総出でやった記憶がございます。ボランティアとは、早い話が勤労奉仕をする人という意味ではないかなあと思っておりますし、総合計

画で言う協働のまちづくりの原点は、この勤労奉仕にあるんじゃないかな、そんなふうに思われてなりません。会社へ向いていた団塊の世代のエネルギーがいよいよ地域へ向けられてきます。今、そして集中改革プランの今、軽微な工事なんかは予算の2割か3割で済むような気がしております。もちろん入札願とか、法人格がないとか、そういう資格がない。もちろんそういったいろんな制約があるかと思いますが、この勤労奉仕的な協働の検討はぜひ必要ではないかなと、そんなふうに思っております。いろいろ制約があるかと思いますが、今問題になっていきます町民参加条例なんかでそういった条例をつくれればいいんじゃないかなと私は思っておりますが、今申しあげました要望調書、いろんな工事の要望が出てまいります。その中には、例えば堤防の草刈りですとか、割と簡単にできる要望もありますが、そういった要望調書と今言いました協働との関係、道路行政と総合計画で言う協働との関係は、今、どのようにとらえていらっしゃいますでしょうか、一遍御見解をお尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 三つ目の御質問は、道路行政と協働の関係について御質問いただいたかと思えます。

要望の中には、排水路のしゅんせつや道・水路ののり面のコンクリート打ちによる整備等、確かにちょっとみんなで協力し合って行えばできるようなものもございます。大口町では、土木事業について、住民との協働といたしましては、昭和52年、53年ごろですから30年ほど前になるかと思いますが、里道補助制度がございました。まさに自分たちで道路側溝を入れたり、道路に砂利を敷いたりといったような勤労奉仕的なことがなされておりました。また、地区で工事発注するなどが行われ、これに対して町から補助金が出されていましたが、全額補助ではなかったことと、税の二重負担との考えから、廃止されたようでございます。しかし、こうした制度は今でも中山間部では行われておまして、町から材料支給して、工事は地元で行うといったようなことが行われておると聞いております。

こういった住民との協働を考えていく上で、いち早くアダプトプログラムの制度を取り入れました大口町といたしましては、このアダプトプログラムを発展させて、中山間部での制度に近い方法が望ましいと思えますが、それが住民に新たな負担を求めるといふようなことにならないか、この辺のことも含めましてどうなのかということを検討してまいりたいというふうに考えております。

（12番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） アダプトプログラムのお話も出てきましたが、私もこれに多少かかわっておりますが、これは非常に勝手のいい制度だなと私自身は思っております。確かに勤労奉

仕的にやれやれと言われておりますが、これはどちらかというとならぬんですね。多少は補助といいますが、援助といいますが、公助といいますが、そういったものもあってもいいような気がしております。やっぱり住民に負担をかけてはいかん。負担をかけるんじゃないで、みずから進んでやる人、こっだけ出すからやってくれと言われりゃあ、結構、世の中、これから団塊も出てくりゃあそういう人たちもふえてくるんじゃないかな、そんなふうには私考えております。こういったことをぜひ前向きにとらえて、ぜひ御検討いただきたいな、そんなふうには思っております。

いずれにいたしましても、現在、サービスの向上、経費節減、そういったにしきの御旗のもとで、民営化というものはいや応なく押し寄せてきております。道路公団も民営化されましたし、道路予算も、今、国家的規模で問題化している現状では、必然的に予算縮小の憂き目に遭うのは不可避かと思われませんが、いついかなるときが来ようと、道路行政だけは絶対民営化はできないと私は思っております。スポンサー的な、例えばヤマザキロードとか、あるいはオーカムロード、そういったいわゆる冠道路はこれからできてくるかもわかりませんが、やっぱり道路はそこに住み、そこを使う人々の安全な暮らしのためにも、役所がつくり、管理し、維持していかなばならない、そういうものであると私は思っております。

この大口町にも、今までもさまざまな経緯から、さまざまな問題を抱えたいわく因縁つきの道路も相当あると聞いておりますし、先般、問題になりました中学校の井路敷も同じようなものだったんじゃないかな、そんなふうには思っております。住んで優しいまちづくりのためにも、これらの問題は先延ばしせず、一刻も早く解決していくのはこの役場であって、皆様方のリーダーシップしかないと思います。おれたちがやらなきゃだれがやるんだ、そういった気概に本当に私は心から期待をしております。

この件の最後になりましたが、この要望調書といいますが、とりあえず地域から願いを問うてみるといった制度は、地域で問題意識を持って、自分たちで自分たちの周りを改めて見直すといった意味からしましても、非常に私、意義のある制度ではないかな、そんなふうには思っております。それぞれのセクションで、例えばアンケートですとか懇談会、いろんな機会を持たれているかとは思いますが、行政や福祉、教育などほかの部署においては、このような一般的な住民の立場に立ったと言っていいような制度に対してどのようにお考えになられ、どのような方針をお持ちでしょうか。お時間の都合もありますので、代表して健康福祉部長、一遍この辺のところをお聞きしたいと思っておりますが。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、お答えしてまいりたいと思います。

先ほども環境建設部長さんの方から御答弁の中にありましたが、私の知る範囲では、里道補

助の制度が40年代から昭和50年代の中ごろまではあったかというような記憶がしてございます。その制度の中で、さらに地域の道路の整備に対して町が一定の補助するといったものでございましたが、これにあわせて道路、用排水路などの公共用物の整備に対する地区要望が行われておったかと思えます。現在も、道路、水路、河川、交通安全施設等につきましては、各地区からの要望制度がとられております。これは、その対象施設が広く不特定多数の方に関係するもの、あるいは地域全体に関係するといった特色があると考えます。また、地域の方々の生活、あるいは側溝清掃、用排水路の清掃といった地区活動の中で、施設の問題、不備等が発見されることも少なくないと考えております。まさに地域と行政のコラボレーションの一つと考えられると思えます。側溝整備、カーブミラーの設置を例にしても、その地域に住んでみえる方々が実情を最もよく御存じであったり、行政では気がつかないこと、問題の発見ができないといったこともあり、地域からの要望は公平な視点でとらえれば有効な制度と考え得るというふうに理解をいたしております。

しかし、事、福祉につきましては個人、あるいは多くとも世帯単位の生活にかかわることがほとんどでございます。こうした施策につきましては、国の個別の法令、町の条例、規則、あるいは要綱、さらには法令等に基づいた各個別の計画が盛り込まれております。それによりまして施策の展開等も実施されておるところでございます。また、個別の問題、あるいは課題、現状制度の見直しにつきましては、町民の代表者、あるいは有識者等で組織する協議会、委員会といった組織において逐次見直しも行われ、整理がされ、個別の問題事例につきましては、民生委員さん等からも情報をいただいております。福祉部門に関しましては、地区要望を取り入れることは、かえって事務の煩雑化、あるいは混乱を招くことになると考えておるところでございます。

少し話が変わりますが、けさも私、出勤途中に、歩いて出勤しておりましたら、交差点の角に一軒の店舗がございました。その店舗の駐車場をショートカットということでしょうね、携帯を片手にしがてら乗用車の方が横断されていた。こうした光景を目の当たりにしますと、これからの日本はどうなるのだろうといった一抹の不安を感じるわけですが、何でもありということでは困りますが、私ども福祉を担当いたします職員、地区要望が福祉に合うか合わないかということにつきましては十分検討する余地がございます。議員さんの方から、こんなことについては地区要望として取り上げたらどうかというような御示唆をいただきましたら、それにつきまして検討をいたしていきたいという考えを持っております。

(12番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) いろいろと問題もあるようでございますが、確かに懇談会ですとか、

いろんな区会、こういったようなものは意外と物が言いにくいんです。そういう点、例えばの話ですが、喫茶店なんかでワイワイ言っている、そういったときに意外といい案といいますか、いい御意見が出てくる。そういったことを私、結構感じるときがあるんです。それはいろんな多岐にわたっておりまして、何も建設とか福祉という面だけではありませんが、そういったものを取り上げていく、いわゆる声なき声を聞いてみる。そういった制度というのが私はやっぱり必要ではないかなあ、そんなふう考えております。

いずれにいたしましても、とにかく本当に前を向いて、住民の方を向いてぜひ御検討いただきたいと思っておりますし、町長も施政方針の中で、住民ニーズや地域特性を踏まえて、さまざまな行政分野で独自性のある施策を展開し、地域の課題解決に取り組んでまいりたい、そんなふうにおっしゃっております。そういったような御検討を心から期待しまして、次の質問に移ります。

次は、155号線についてお尋ねをいたします。

まず最初に、この国道155号線、整備促進協議会なるものができるといいますか、できたんでしょうか、そういったものはお聞きいたしましたが、この協議会といったものはどういったものなのか、まずそこからお尋ねをいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 国道155号、いわゆる北尾張中央道につきまして御質問いただきました。

最初に、整備促進協議会についての御質問であったと思います。この協議会につきましては、お地元の秋田区、豊田区の各区長さんを初め、それぞれの役員さんと大口町名誉町民等で組織して、国や県に対して早期4車線化と、北尾張中央道の江南市、一宮市及び小牧市と同様に、幅員30メートルの拡幅の整備促進を要望していくための協議会を考えております。また、本協議会の顧問に、関係行政区の町議会議員さんになっていただきたいというふうにあわせて考えております。

（12番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 倉知敏美君。

12番（倉知敏美君） この155号線の拡幅に関しましては、もう私もあんまり記憶に定かではありませんが、たしか二十数年前、私が区の役員を初めて仰せつかったころに30メートルになるよというお話を聞いたことがあります。それ以来、公式的には一切この話はお聞きしておりません。それがなぜ二昔もたった今、急にこのお話が持ち上がってきたのか、そのあたりの経緯についてもお尋ねをいたします。

そして、拡幅すれば当然邪魔になる位置、邪魔になるところにも建物が、今、数軒建ってお

ります。きのうの愛岐南北線の話ではありませんが、その間、町としてはいかなる働きかけと
いいますか、いかなる拡幅のための努力をされてきたのか。県や関係する地域に町としての考
えをどのように御説明され、納得や理解を得る努力、そういうものを果たしてされてきたん
でしょうか、その辺のところについてお尋ねをいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 御質問につきましては、経緯とその辺の努力と、二つについて
の御質問であったかと思えます。

大口町内の国道155号につきましては、昭和43年12月に道路幅員23メートルで都市計画決定
されております。都市計画道路名につきましては、先ほど来言っております北尾張中央道でご
ざいます。国道155号の大口町内における用地確保は、昭和46年から始まりました土地改良事
業により対応しておりまして、都市計画決定どおり23メートルの幅が確保されております。大
口町に隣接いたします江南市、小牧市内の国道155号については、都市計画決定は昭和46年3
月に大口町と同じ道路幅員23メートルで決定がなされております。また、江南市内の用地確保
については、将来を見通した場合、幅員30メートルが必要であるとの考えから、都市計画決定
23メートルのままで30メートルの用地幅を確保しております。この結果、都市計画決定は大口
町、江南市内とも23メートルでありながら、実際の用地は大口が23メートル、江南30メー
ターと、大口町が7メートル狭い道路幅員となっております。

愛知県は、江南市内を30メートルで用地確保する当時、大口町へも30メートル拡幅計画を打
診してまいりましたが、土地改良の換地作業が進んでおる中で、30メートルへの拡幅は土地改
良事業に大きな影響を与えるとの地元の意見等がございまして、土地改良によります30メー
ター幅の確保は断念し、次善の策といたしまして、換地終了後、個別に買収することにしたよう
でございます。

その後、町といたしましても、平成10年度に策定しました大口町道路網整備計画におきまし
て、国道155号は道路幅員30メートルに拡幅する必要があるものとして計画しております。本
計画につきましては、議会にも報告をさせていただくとともに、各地区の集会所に図面を張り
出すことで住民に周知を図ってきております。また、国道155号沿線で開発や建築確認申請が
なされる場合には、現在の都市計画決定は23メートルでございますが、将来30メートルに拡幅
されるため、控えて建築していただくよう関係者の方へお願いを行っております。

ことしに入りまして、愛知県から国道155号のうち、江南市内の県道名古屋江南線交差点か
ら大口町と小牧市境に至る区間の4車線化整備を予定しているため、大口町内の道路幅員につ
いて意見聴取がありました。そこで、町の考えといたしまして、大口町道路網整備計画に、あ
るいは近隣市の道路幅員に基づきまして、30メートル幅員での4車線化整備を県に伝えたこと

るでございます。

愛知県といたしましては、30メートルへの拡幅は用地買収が生じ、買収に時間を要するため、江南市の布袋高架化事業が予定どおり進んだ場合、4車線の工事が完了していないので大口町内での道路渋滞が懸念されることから、大口町内は用地確保済みの23メートル幅員の中で、早期に4車線化の整備を進めていきたいとの考えを聞いております。

町といたしましては、幅員23メートルで4車線化の整備を行った場合、信号交差点部における道路幅員が現在の道路設計基準を満足していないなど、歩行者を初めとした道路利用者の安全が十分に確保できないため、今回の4車線化の整備に際しては、道路幅員は江南市と同様30メートルへの拡幅が必要であると考えております。県の理解が得られるよう働きかけを行っているところでございます。以上でございます。

(12番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) かなりいろいろ複雑な経緯があるようでございまして、なかなか一遍では理解できないんですが、いろいろ県にお願いをしていらっしゃるようでございます。実際の県の対応はいかようなものか、それもお聞きしたいと思います。今、私の手元に平成13年の7月に作成されました大口町都市計画図がございまして、この図によりますと、北尾張中央道は4車線23メートルとなっております。また、去年の9月に作成されました5市と大口町で構成されております北尾張中央道整備促進期成同盟会の図面にも、大口町は1.4キロ、幅23メートルと、こういうふうにきちんと記載されております。先ほど御説明がありましたように、もし町が終始一貫30メートル幅を主張されているならば、どうしてこういったような図面ができてくるのか、私、いま一つちょっと理解ができません。御説明をお願いしたいと思います。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 都市計画図につきましては、都市計画決定されている用途地域、道路、公園等の都市施設の決定内容などを住民に周知するというを目的として作成しております。よって、都市計画道路の北尾張中央道につきましては、先ほど言いましたように、昭和46年3月に都市計画決定された幅員23メートル、車線数4車線が大口町内の内容ということでございますから、そのような形で表示されておるといふものでございます。

(12番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) そういった情報というのは、全然普通ではわかりませんね。やっぱりその辺の情報をもうちょっと説明する必要があるんじゃないかなと、今、そういった印象を受

けたんですが、いずれにいたしましても現在も41号の村中の交差点立体交差化工事が進んでおりますし、布袋の方の踏切も立体化に向けて進んでいる、そんなふうに聞いております。

その一方では、なかなかそういった経緯が何もわからない地元では、いろんな意見がございます。30メートルにしてほしいという方もいらっしゃいますし、あるいは条件つきでとか、あるいは朝夕の渋滞に懲りて早いところ着工してほしい、こういった意見が一番多いかと思いますが、早いところやってほしいと。それから、極端なことを言いますと、やかましくなるからこのままでいいやといった意見までございます。当然、その立場、立場で考え方やとらえ方が違ってきて当然ですが、もうちょっと柔軟に考えられないかな。町としては町の立場を、そういった思いを県や地域に詳しく伝え、説明責任というものを徹底しまして、不満はあっても、やっぱり御理解を得る、そして御協力をいただくといった体制を整える。そういった努力の継続は、きのうのお話にもありましたように、絶対必要不可欠ではないかなあと、そんなふうに考えております。逆の立場に立ってみるのもいいかと思えますし、もし町の思いがわずかでも残れば、何も30メートルにこだわらず25メートル、26メートル、28メートル、そういった選択肢も再度協議・検討していただきまして、やれるときにやっていく、そういった柔軟な考えが後顧に憂いを残さぬ最善の方法ではないかなあと私は考えております。町の方のお考えをもう一度お尋ねいたします。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） もう少し柔軟に対応できないかと、幅員に対するお尋ねであったかというふうに思います。

都市計画道路の北尾張中央道につきましては、御存じのように、一宮市と春日井市を結ぶ幹線道路であるとともに、小牧インターチェンジに近接する立地特性から、物流等の大型車の通行が多く、慢性的な渋滞が生じているところでございます。このため交通渋滞を解消し、円滑な物流機能の確保を図ることは、大口町内に立地する企業等の発展にも必要不可欠でございまして、現在、車道2車線を早期に4車線化を図ることは町としても喫緊の課題と考えております。

県から提案のある用地確保済みの幅員23メートルでの4車線化は、交差点部における狭小な歩道幅員など十分な安全性が確保されておらず、拡幅の必要があると考えております。拡幅に際しては、町の道路網整備計画及び路線の統一性を確保する観点から、大口町といたしましては道路幅員30メートルへの拡幅を提案しております。

この拡幅については、過年度の土地改良時の換地作業の経緯、町道路網整備計画の議会報告、住民への周知を行っており、議会、地元住民を初めとした関係者の理解を得ながら進めてきているものと考えております。

事業者の愛知県は、北尾張中央道について、江南市内の名古屋江南線交差点部から国道41号交差点までの区間の早期4車線化を図る観点から、大口町内については用地買収の生じない幅員23メートルでの整備を考えております。町といたしましては、4車線化の整備の必要性は十分認識しているものの、今回の幅員の拡幅ができない場合は、交差点部において十分な安全性が確保できない状態が長期間続くことが懸念されることから、道路拡幅を県に求めていくものでございます。拡幅する場合は、江南市内と同様30メートルが最善であると考えております。

今後につきましては、来年度、県において2案、3案の幅員で大まかな道路設計を行い、それぞれの案について、支障となる物件、用地買収対象面積等を把握し、各案の比較検討を行う予定であると聞いておりますので、町といたしましては、現在の渋滞を早期に解消するため、暫定措置として、現況幅員の4車線整備を優先させまして、将来の完成幅員を30メートルとすることを地区住民、地権者等の理解を得ながら県に求めていく必要があると考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

(12番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 倉知敏美君。

12番(倉知敏美君) 思いとしては、前向きな御答弁をいただいたかなあと考えますが、確かに安全を考えれば、歩道も広い方がいいに決まっております。この23メートルでいきますと歩道の幅は2.5メートル、ここに緑地帯か何かができますと、現実には2メートル、あるいは2メートルを切るかもわかりませんが、それが30メートルですと歩道が4メートルですか、そういうふうになってくる。これは2メートルより4メートルの方が安全に決まっておりますが、そのために都市計画変更する、そういったことは相当な困難と時間がかかります。とにかく今、155号自体、本当に朝夕のラッシュ時には大変な渋滞になっております。しかも、それにつながる幹線道路まで車があふれておりまして、そこに住む住民、私もそうなんですが、自分たちの生活道路から出るに出られない。朝、会社へ急ぐのに、なかなか155号まで出られない。そういう現象が起きております。そういう問題の解消のためにも、やはり4車線化は早急にやっていく必要があるのではないかな、私はそんなふうに思っております。

今、部長がおっしゃいました大口町の思い、こういったものを県や地域に伝えて理解を得る。もちろんそういった継続的努力は怠ることなく、しかし、やれるときにやれることはやっておく。そういった現実的といいますか、合理的といいますか、そういった考え、努力、そういったものも本当に今期待しております。そんなことを期待いたしまして、私の質問を終わります。

議長(宇野昌康君) 会議の途中ですが、ここで10時半まで休憩といたします。

(午前10時20分)

議長（宇野昌康君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前10時30分）

柘植 満 君

議長（宇野昌康君） 続いて、柘植満君。

3番（柘植 満君） 3番議席、柘植満でございます。

議長の御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。最近、質問するたびに場所が違いますので、きょうは新たな気持ちでやらさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、巡回バスの江南厚生病院への運行についてお尋ねいたします。

昭和病院は、大口町の方たちにはなくてはならない医療機関でございます。新しく江南厚生病院として場所が移転になり、もうすぐ5月に開院することになっております。内覧会に行かせていただきましたが、医療設備も整い、大変すばらしい病院でございました。しかしながら、車がない方や高齢者の方々にとっては大変不便になり、今後のことを心配されております。巡回バスを何とか走らせることができないかという声が出ております。予算質疑の中でも質問が出ておりましたけれども、厚生病院へ巡回バスを運行することについての御見解をもう一度伺いたいと思います。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 江南厚生病院への巡回バスの乗り入れにつきましては、今も議員さんからお話がありましたように、本議会において質疑をいただいておりますが、大口町単独で決定することはできないというのが今の現状でございます。江南市を初め、名鉄バスとの協議・調整も必要となってまいります。最終的には、道路運送法に位置づけられた大口町、江南市の地域公共交通会議での協議・合意が必要となりますので、現段階では直ちに江南厚生病院までの路線を延伸することはできません。

現在、大口町として運行しております巡回バスについて、今の段階でできることは、江南駅、さらには布袋駅とのアクセス、このあたりが確保できるよう検討ができるということでございます。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今出ている巡回バスを布袋、江南から出ている名鉄バスに連携をとるということでございますか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 今お話がありましたそのようなことを、今回考えておりますルート、さらにはダイヤの改正の中で検討ができるということでございます。

（ 3 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3 番（柘植 満君） それはそれで大変に皆さんが、そういったことで少しでも足の便がよくなればありがたいということでございますので、それはそれで進めていただきたいというふうに思っております。

しかしながら、今後、高齢者もふえていくという予想になります。そういったことを考えますと、先ほども申しましたように、昭和病院は本当に大口町からはたくさんの方が診察に行かれております。特に、小児科などはしっかり内容がしておりますので、子供たちが入院されるときには江南の昭和病院が多いように思っております。そういったことを踏まえますと、今すぐにはそういうことは実践できないかもしれませんが、先ほどお話がありました、名鉄バスとの協議、交通会議等の段取りをきちっと踏まえてやっていかなければいけないという御答弁がございました。そうしますと、すぐにとということではなくて、今後、そのような協議に課題をちゃんとのせていただいて、声があるということで、そのような運行ができないかどうかということ、その協議にきちっとのせていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 内部的な問題としましては、運行範囲が広域になれば、財政面はもちろんでありますが、町内でのバスの運行密度が低下することによって、巡回バス事業単独での運行には限界があるというふうに思っております。また、外に対しての要因としましては、現行法律制度の中で、現在、巡回バスの運行を本町として行っております。道路運送法の改正等があれば、そのあたりの対応ができる段が来るかもわかりませんが、いずれにしても現在は民間事業者が運行するバス路線があれば、それを活用していただくということが有効ではないかと考えております。

（ 3 番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3 番（柘植 満君） お話はよくわかりました。しかし、法律の問題が出てきておりましたが、今現時点で大口町から江南、布袋に走らせているわけですから、何らかのそういった法律の中で方法をしっかりと見つけていただくことも必要ではないかというふうに思います。

巡回バスは、当初からいろんな御指摘もあつたりして、担当の方たちも大変苦労されて今日まで取り組んでおみえになったと思います。そういった中で、やはり皆さんが納得をされる、

いるんなところでこういうことも無駄かなと思っているところもあったけれども、でもこういうところにも力を入れて住民の方たちの足となっているという、皆さんが満足をしていただけるような、そういった巡回バスの方向性もぜひとも考えていただく必要もあるんじゃないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 現在もですが、財政面のことだけではなくて、一人でも多くの方が利用していただけるようなバス路線を考え、さらにはダイヤを考え、町内の一般の住民の方、さらには企業との連携等も模索する中で、町としては初めてですけれども、営業活動も展開して、このバス事業には担当部局としては取り組んでおります。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今後ですけれども、まだ時間は先になるかもしれませんが、そういったこともぜひ頭の中に置いていただいて、取り組んでいただきたいということを要望させていただきます。

次に、2番目の女性施策について伺います。

日本では、ことしから国民運動として、女性が生涯を通じて健康で充実した日々を過ごすことを支援するために、3月1日から8日まで、ひな祭りが中心になっておりますが、国際女性の日までを女性の健康週間として、社会全体が一体となって、さまざまな活動を展開することになりました。女性が健康で教育が受けられ、安心して生活ができる基盤があること。そして、あらゆる分野で持てる力を発揮できる社会をつくっていくことは、女性だけではなく、男性にとっても重要でございます。20年度の男女共同参画は、推進関係予算概算要求にも生涯を通じた女性の健康支援に84億1,200万円が計上されております。そうしたことも踏まえまして、女性施策をお伺いいたします。

初めに、女性専門外来の設置でございます。

女性の場合は、思春期や更年期に冷え性や目まい、腰痛などを訴える場合が多くありますが、女性特有の病気に対する医療相談に女性の医師やスタッフが中心となって心身の症状に細やかに対応するのが女性専門外来でございます。男性医師には話しにくいことから、病気が悪化してしまうケースも少なくありません。そうした女性の声が高まり、2002年には公立病院での設置が3カ所しかありませんでしたが、公明党が署名運動や各議会質問を通じて設置拡大を推進してまいりました。一宮市におきましても、平成14年6月議会で公明党議員がいち早く取り上げ、平成16年度より市民病院に開設されているところでございます。

そこで、大口町には町の病院はございませんが、先ほども申しました、5月に厚生病院が新

しく開院されることとなります。医療も最新の機器がそろって素晴らしいものでしたが、残念なことに、女性専門外来は設置されておりませんでした。本町からぜひ厚生病院に女性の声として、女性専門外来の設置を要望していただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 女性専門外来についての御質問でございますが、特に江南厚生病院への御要望といった視点でございます。

女性専門外来につきましては、内科や外科、婦人科といった従来の診療科に属さない、女性の心と体を総合的に診察する新しい診療科で、各施設にほぼ共通している特徴としましては、医療スタッフが女性という点が上げられております。また、女性専門外来を導入するには、その役割がどのようなものなのか、女性専門外来にどのような機能を持たせるのか、また専門医との連携をどうするかなど、総合的に検討する必要があるようでございます。専門的なことでもあり、これにつきましては新病院の診療科について、昭和病院に照会をさせていただきました。その結果、江南厚生病院としては、現在のところ、女性専門外来を置く考えはないとのことでございました。

昭和病院、愛北病院とも、この地域の公立病院的な役割を担っていただき、古くから住民に親しまれた病院ではありますが、大口町が病院の経営にかかわっているわけではありません。また、江南厚生病院の整備計画の中でこうしたことも検討済みとのことでございます。当分の間は新病院の運営を静観してまいりたいと、かように考えております。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今、10代から高齢者の方に至るまで年齢の幅も広く、そういった女性特有の疾患に悩んでいらっしゃる方が多い。そしてまた、先ほどもお話がございましたが、医師不足ということもありまして、なかなかそういうところに設置がされないということがございます。そういった根本的な、女性医師が子育てしながら仕事ができるような体制整備ということも国がもっともっと整備をしていかなければいけないということで、公明党としまして、そのところも要望しているところでございます。

今回は、江南、そして犬山からも、私たち女性議員と連携をいたしまして、厚生病院への要望をしていただけるようにと、3月議会でそろって質問をさせていただいております。こういった本当に切実な女性の声を、実現に向けて強く今後も江南厚生病院に要望していただきますように、よろしく願いをいたしたいと思っております。

次に、乳がん、子宮がんの検診の受診率向上への啓発活動について伺います。

今、日本の高齢化に伴い、がんは急増して、2人に1人はがんになる。3人に1人はがんで

亡くなるという時代と言われております。そして、女性の20代から40代に子宮頸がんがふえているそうでございます。乳がんにつきましても、マンモグラフィーの導入によって早期発見ができ、死亡率が減ってきているということでございます。本町におきましてもマンモグラフィーを導入していただき、大変喜ばれております。

しかし、日本の受診率は18.9%と約2割ということになっており、海外に比べると大変低い状況にあります。本町での乳がん、子宮がんの受診率を教えてくださいたいと思います。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 本町の乳がん検診の状況につきまして、少しお話をさせていただきますたいと思います。

40歳以上を対象としたマンモグラフィーと視触診による検診と、30歳から39歳を対象とした超音波検診がございます。マンモグラフィーにつきましては、年3回の集団検診と個別検診で実施をいたしております。また、超音波検診は年2回の集団検診を実施いたしております。乳がん検診につきましては、集団検診としては合計5回行っておるという状況でございます。子宮がん検診につきましては、年4回の集団検診と個別検診を行っております。

乳がん検診、子宮がん検診とも個別検診は6月から2月まで行っております。1月までの受診者数による推計となりますが、今年度の受診率は、乳がん検診は11.8%、子宮がん検診では8.3%となっております。18年度と比較しますと、子宮がん検診につきましては0.5ポイントアップ、乳がん検診につきましては3.2ポイントのアップとなっております。ただし、乳がん検診受診率のアップは、19年度からは30歳代を対象とした超音波検診を導入したといった影響もあるかと思っております。以上でございます。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 11.8とか9%という状況が、今、大口町の状況でございます。先ほど申しましたように、アメリカでの受診率は60%台ということでございます。検診で早期発見できれば命を救うことができます。そしてまた、そのことによって医療費の削減、軽減ということにもつながるということであります。

受診率を上げるには、もっともっと啓発活動に力を入れることが必要になると思いますが、この啓発活動、いろいろとされてはおりますが、現時点でこういった受診率でございますので、このままではいけないと思いますが、大口町としては、今後、啓発活動にどのように力を入れていかれるのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） がん検診に対します啓発活動の取り組みでございますが、今年

度「健康おおぐち21」の中間評価を行い、20年度からこれまでの5分野、いわゆる運動分野、食生活の分野、心の分野、そしてたばこ・アルコールの分野、歯の健康分野に、さらに新たに生活習慣病予防分野を加えた6分野で健康づくりを20年度からは推進してまいります。この生活習慣病予防分野では、がん検診受診者数の増加を指標として取り上げておまして、保健センターからの啓発は申すまでもなく、住民と協働し、健康づくりを推進する活動の中で、住民意識の高揚を図っていくといった取り組みをしてまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 厚生労働大臣も昨年10月、予算委員会での答弁で、受診率の目標を5年以内に50%にすると。そして、がんの検診率を都道府県別に公表する取り組みをしてがんの検診率を高めるといふ答弁がございました。5年以内に50%といいますが、気の遠くなるような目標ではないかと思いますが、こうした中で、ただ皆さんありますよ、広報にありますよだけでは、なかなか受診率は上がらないというふうに思いますが、こういった厚生労働大臣の意欲、決意と申しますか、大変力を入れた今回の取り組みの御答弁でございます。本当に本気にならないとそういった取り組みができないと思っておりますので、大口町の本気の取り組みを、今後、いろんな方法を考えて取り組んでいただきたいというふうに思います。もう一度御答弁をお願いいたします。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 平成20年4月から始まります医療制度改革の中で、特定健診、あるいは特定保健指導、こういったものが導入されてくることは議員もよく御承知かと思えます。

こうした中で、これまで老人保健法にはなかった評価といったものが強く求められております。今、厚労大臣の50%アップ、あるいは都道府県別に公表するといったようなお話があったのは、まさにそれに値するかなというふうにとらえております。大口町でも、特に乳がん検診、あるいは子宮がん検診につきましては、若い方への検診も必要でございます。そうしたことから、現在行っておりますわかば健診等の機会をとらえてのさらなる周知、あるいはホームページへのアップ、あらゆる手法を使いまして啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 最近、20代からの女性もがんにかかっていくという状況にございますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

次に、子宮頸がんの予防接種への助成についてお尋ねをいたします。

子宮がんには頸がんと体がんがございます。頸がんは、主にヒトパピローマウイルス（HPV）の感染が原因とされておりますが、年間8,000人がかかり、2,500人が死亡しているということでございます。検診とワクチンの接種で、ほぼ100%が予防できるそうでございます。アメリカなど86カ国以上が承認されておりますが、日本では残念なことにワクチンの承認申請をしている段階でございます。厚生労働大臣はこのことに対して、全力を挙げて取り組む、そして承認の審査する人数を200人から400人に倍増して、日本全国の女性の思いが実現するように努力をするとの答弁をいただいております。

気が早いかもしれませんが、予防ワクチンが承認され、体制が整いましたら、一番に本町でワクチンの助成に取り組んでいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 子宮頸がんに対する予防接種ワクチンへの取り組みという観点での御質問でございます。

2005年の日本におけますがんの死亡率は、人口10万人当たり、男性が約320人、女性が約200人となっております。女性の部位別死亡率では胃が最も多いということで、次いで肺、結腸、肝臓、乳房の順となっております。また、女性のがん罹患率では乳房が最も多く、次いで胃、結腸、子宮、肺の順となっております。大口町では、部位別では、標準死亡比で見ますと、男女とも胃がんの比率がかなり高くなっております。一方、胃がん以外のがんの標準死亡比ではすべて100以下で、御質問の子宮がんはマイナス50.0となっております。

子宮頸がんのワクチンの有効性が多くの国で承認がされて、審査されているようでございますが、日本においても承認申請中で、早ければ年内にも承認されるかもしれないとの情報は得ております。こうした状況の中、当面は検診の受診率向上のための活動に力を注いでいきたいと考えております。当然、御質問がありましたように、ワクチンが承認された折には、どのような厚労省がそのワクチンの使用を広げるのかちょっとわかりませんが、定期の予防接種になるのか、任意になるのかわかりませんが、そのあたりも検証する中で積極的な取り組みをしてまいりたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 私もこの100%予防できるワクチンがあることを知りませんでした。海外ではすぐ実施されているということで、相変わらず日本はそういった承認に時間が手間取っておるなあというふうに思います。けれども、今回、大臣が全力を挙げるというふうに言っていたので、先ほど御答弁がございましたように、年内にも承認されるやもしれないということでございますので、ぜひぜひ女性の声にこたえていただいて、これが承認された折には、

大口町として独自でこういった女性の取り組みをしていただきたいということをお願い申し上げます。

次に、出産祝い金の導入についてお尋ねをいたします。

少子化に伴い、子供が生まれた際に、高額な出産祝い金を支給する企業がふえてまいりました。ソフトバンクでは、少子化の中で企業として何が出来るかを問い、第3子をためらう家庭が多い現状で、迷ったときに少しでも後押しができればと制度化に至ったということでございます。企業として少子化に貢献したい。また、いいモチベーションを持って仕事に取り組める環境づくりの一環として、そのほかの企業も2006年ごろから出産祝い金を充実する企業がふえております。例えば、大和証券グループでは、第1子から100万円とか、また第3子から200万円とか、富士フイルムは、1子は5万円、2子10万、3子100万、ずっと100万ですね。ソフトバンクも1子が5万円、第2子が10万円、3子100万、4子300万、5子500万、こういったいろんな出産祝い金の取り組みをされております。

また、一方では、市町村でも出産祝い金制度の創設や充実が相次いでおります。滋賀県の近江八幡市は、2007年4月から、社会全体で子育てを支援するという観点から、まず経済的負担が大変な多子世帯から支援するのが目的ということで、第3子以降に10万円が支給されております。また、福島県の矢祭町は、2005年4月から、祝福と健やかな成長を願い、第3子以降に50万の出産祝い金を創設し、次の年からは第4子を100万円、第5子を150万円に増額されております。また、さらに加えて、出産祝い金とは別に、2歳から11歳までに毎年5万円ずつ、合計50万円を支給する健康育成奨励金があります。経済的な支援が手厚く行われているようにございます。経済的支援と祝福と健やかな成長を願うこのような取り組みについて、大口町の見解を伺います。お願いいたします。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 企業につきまして、出産祝い金を出している企業があるというような御紹介がございましたけど、この背景には、一つには、有能な女性職員を残したいというような企業の考え方もあるように聞き及んでおります。

さて、大口町の出生率が、平成17年度229人、平成18年度では253人、平成19年度では、見込みでございますが、260人で増加傾向にございます。若年層の年齢別人口も250人前後で推移をしているという現状であり、また少子化対策、子育て支援につきましては、国・県を含めた行政が取り組む喫緊の課題であると認識しており、大口町におきましても、保育園事業、母子通園事業、児童センター事業、放課後児童クラブ事業、さらには20年度から始まりますこども医療の拡充や病児・病後児保育の実施など、安心して子育てを行っていただけるようさまざまな施策を行っておりますので、現在のところ、祝い金としての導入は考えておりません。

(3 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) 今年は、大口町といたしましても乳幼児医療からこども医療ということで中学3年生まで無料と、大変すばらしい制度ということで、近隣からもうらやましがられているという状況ではございます。

そういったこともございますが、政府の2005年版「少子化社会白書」によれば、出産祝い金制度は、回答のあった1,690市町村のうち4分の1に当たる431市町村で実施されているということであります。また、関連する出産祝い品は224市町村で実施をされております。また、こういう実施の中には、多くは多子世帯ということで、第3子からとかの子が多いと思いますが、そういう方に支給をされております。

大口町でこんにちは赤ちゃん事業をお尋ねいたしましたら、そのときも、近隣ではこんにちは赤ちゃん事業の訪問のときに、ちょっとした祝い品を持っていっているということをお話しいたしましたら、大口町は何もないという御答弁もございました。品物云々ではないと思いますが、社会全体で子育てを支援するとか、祝い金ですから、それを出したから子供がどんだけふえたんだということではなくて、やはり祝い金として子育て支援ということで他市町は実行されているということではございます。大口町は近隣に比べまして、財政力もよそとは随分違っております。今回も、法人税が20億という過去最高ということもお話にもありましたが、こういった中で、近隣の市町村にない取り組みをぜひしていただきたいというふうに思いますが、もう一度、いかがでしょうか。

議長 (宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長 (水野正利君) 出産祝い金についての御質問でございますが、参考に申し上げますと、愛知県では、現在、出産祝い金を出している団体が5市5町でございます。この祝い金を出すことによって、議員も今述べられたように、果たして少子化につながるのか、あるいは子育てにつながるのかということについては、非常に私どもは疑問視する部分がございます。やはり子育て支援、少子化対策、ともに継続性が担保されなければならないという観点で、施策の取り組みを行っていききたいというふうに考えております。

そうした中で、昨日でございますが、延長保育料に絡んでの御回答をさせていただく中で、基本となる保育料の見直しを平成20年度に行い、21年度からは新たな保育料の設定をさせていただくといった中で、少子化対策、あるいは子育て支援といったものの観点から、保育料、あるいは延長保育料の見直しを図っていくという考えがございますので、御理解を賜りたいと思っております。

(3 番議員挙手)

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 次は、環境問題の温暖化対策について伺いたいと思います。

まず初めに、チームマイナス6%への具体的な取り組みについて伺います。

地球温暖化対策は待ったなしという現状の中、政府の検討会が地球温暖化対策とまちづくりに関する検討会報告書が発表され、CO₂排出量が伸び続けていることから、二酸化炭素排出量削減に資するまちづくりを検討することが急務であると指摘されております。京都議定書では、日本は2012年までに6%の削減義務が課せられております。しかし、実際には2005年度は逆に7.7%の増、2006年度も6.4%増加し、義務を達成することが難しい状況にございます。今、温暖化対策は、国全体で本気になって取り組まなければいけない状況にございます。今年から本格的なCO₂の削減が求められておりますので、本町でのチームマイナス6%への具体的な取り組みをお示しいただきたいと思います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 環境対策についての御質問をいただきました。

本町におけます現在のCO₂削減に関する具体的な取り組みといたしましては、一つとして、マイカーから公共交通機関への移行としての巡回バス事業、二つ目といたしましては、18年度から取り組んでいます太陽光発電システムへの補助金の交付など、それから細かいことになるかもしれませんが、全国的に行われておりますクールビズ、さらには庁舎の28度・18度の設定ということで行っております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 今、大体大口町で大きな施策、そして細かなクールビズ等の取り組みをお聞かせいただきました。

チームマイナス6%が呼びかける六つのアクションがございます。今おっしゃられました冷暖房、クールビズ、そして蛇口を小まめに締めよう、エコドライブをしよう、エコ製品を選んで買おう、過剰包装を断ろうということでマイバッグですね。そして、コンセントから小まめに抜こうというのがチームマイナス6%に対する呼びかけのアクションでございます。本町でも、この中でまだやれる部分もあるのではないかな、取り組める部分があるのではないかなというふうに思います。

CO₂の削減については、文明や社会の仕組みを変えなければいけない。今までの生活の 패턴ではなくて、ライフスタイルを変える壮大な取り組みが必要だというふうに言われております。まずそういったことから考えまして、職員さんもマイカーに乗らない通勤日を月に1度決めるとか、そういうことも行われているところもあるかと思いますが、そういった啓発で

すね、あっ、こういうことをやっぱり心がけてやっていかなければいけないんだ、小さなことでもみんなで取り組んでいかなければ減っていかないんだということを皆さんが意識をしていくという中では、それも一つの方法かなというふうに思います。いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 2回目の御質問をいただきました。

先ほど1回目のときにちょっと申し忘れたんですけど、広い意味では、可燃ごみの減量の取り組み、きのうの質問にもありましたけど、20%削減、これを燃やすことによつてのCO₂が出るということでの削減になる。それから、これもきのうあったんですけど、レジ袋有料化。レジ袋を減らすことによつてのCO₂の削減ということもあるのかなということでございます。さらには、取り組めることから取り組んで実行していくというようなこと、さらにはそれに係る啓発をということでもございました。

これも問題については広く報道機関等と言われておることですから、それぞれの方が二酸化炭素、温室効果ガスに対する削減というのは耳にしてみえるかと思しますので、それぞれ気にはとめてみえておるかと思します。ただ、それが各個人個人が実行に結びついておるかというのは、また違う次元の話でありまして、そういう中で長く継続できる形の取り組みをしていただけるような形で、こちらの環境の方といたしましても、PRして啓発して実行していただくという形のをこれから、ちょっと遅いかもしれませんが、研究して職員に実行していただくような形で実践してまいりたいというふうに思っております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 私もこの問題を取り上げることに、本当にいろいろと読ませていただいて、日ごろから私自身がもっともっと関心を持っていかなければいけないということを強く感じました。その点では、私自身がこういった問題を取り上げることによって、まず私の意識が多少変わっていくということが大事なことだというふうに思っております。

チームマイナスの六つのアクションの中でいろいろありましたけれども、エコドライブをしようということで、普通でしたらすぐアクセルを踏んでぱっと出るところでございますが、そうではなくて、5秒間で20キロまでゆっくりとスタートをさせるといった取り組みですね。エンジンをそういった形で、エコに優しい運転の仕方、ふんわり発進というんだそうですけれども、そういったこととか、まず本当に職員さんの中でもこういったことをしっかりと取り組める部分もあるのではなからうかと思っております。そういった意識が今度は御家庭に帰られて、家族の中でそういう話題にもなって、そして皆さんが意識が変わっていくということもあるかと思しますので、ぜひ職員さんも月に1回は自転車に乗って登庁しようと、そういう機会もせ

ひ、モデルケースでも何でもいいですけども、検討していただければというふうに思います。

次に、バイオスタウン構想について伺いたいと思います。

石油の生産量のピークは今後10年までに訪れ、その後、急速に減少し、30年にはピーク時の半分までに落ち込むという指摘もございます。こうした背景から、石油にかわるエネルギーの開発が急がれておりますが、中でも注目されているのがバイオマスであります。

町長の施政方針にもございます五つの「K」の環境にも、未来へ引き継ぐ環境保全とまちの活力を創造する、そして資源の有効活用というのがございます。今、大口町でも循環型社会づくりとして一生懸命取り組んでいただいているところでございますが、地球温暖化と石油枯渇に対応する最も実用的な新エネルギーとして、廃木材や食べ残しなどの有機廃棄物からエタノールなどの燃料を生み出すバイオマスが今注目を浴びているところでございます。本町でも20年度から菜種油廃油での取り組みで、今回は耕運機や巡回バスを試験的に行っていきたいという答弁ではなかったかと思いますが、そういった計画をこれからされております。

その中で、今はそういうところの計画ということでお尋ねいたしましたが、例えばそれを今度は5年後、10年後はこれだけに、こういうふうにしていこうという計画がございましたらお教えてください。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） バイオスタウン構想について御質問いただきました。

国が進めておりますバイオスタウン構想につきましては、廃棄物系のバイオマスの90%以上または未利用バイオマスの40%以上を有効利用するという計画でなければなりません。現在の状況では、本町において策定していくことは非常に難しい面があるというふうに考えております。しかしながら、町内には有機物の関係で、稲わら、もみ殻、剪定枝、草、生ごみといった未利用の有機物が資源として豊富にあることから、現在、既に有効利用を実施している剪定枝、草、生ごみに加えまして、ほかの未利用有機物についても積極的に利用できるよう独自のバイオマス利用計画を策定、数値化して進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） いろんな種類がたくさんございます。バイオマスエネルギーといってもいろんな取り組みがあります。バイオスタウン構想というのは、持続的な発展が可能な社会の実現を目指していくということでございます。

そういった中で、今、これが話題になっておりますので、ということは今後こういうことにしっかりと取り組んでいかなきゃ地球全体の問題であるということだと思っておりますので、いろん

な市町がいろんな取り組みを研究しながらされております。BDFを使用した学校の給食センターの配送車を使ったり、そして遊休地を活用した菜種栽培を始めて、バイオマスタウン構想としてやっている、兵庫県の豊岡市にそういうところがありました。大口町と似ているなどというふうに思いました。というのは、菜種の栽培も最初は1ヘクタールから始めて、今は6カ所で3ヘクタール広げて栽培をしているそうであります。大口町も今回の事業をきっかけに、前向きに持続的発展が可能な社会づくりということを目指して、環境を前面に出したまちづくりを実施すべきではないかなということをおもいますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 今の御質問は、継続性の御質問ではないかなというふうに思います。単発で終わっては効果がないし、何のためにやったかということになりますので、今回の新年度の当初予算に計上させていただきましたBDFの事業をきっかけにいたしまして、こういう状況は世界的な状況になっておりますので、本格的に継続できる形で進めてまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） これから菜の花プロジェクトというのが大口町でやられるということですが、まず面積はどれぐらいから始められるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部参事。

環境建設部参事兼環境経済課長（杉本勝広君） 菜の花プロジェクトの件につきまして御質問いただいておりますが、既に昨年から、町内わずかですが、面積については、今、手元に資料を持ってございませんし、個人でやっていただいております分がございますので、面積は申し上げにくいんですが、ぼちぼち菜の花プロジェクトが動いておるといことで、面積の方は御勘弁いただきたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） わかりました。そのような取り組みを今後期待しておりますので、ぜひ環境づくりの大口町としてのまちづくりをよろしくお願ひしたいと思います。

次に、3番目のエコポイント制度の導入をお尋ねいたします。

みんな地球温暖化対策なので全部関連をしておりますが、環境省は二酸化炭素の排出削減のためにエコポイントの普及を推進する制度を来年度の新規事業として予算化されております。省エネ製品の購入や公共交通機関の利用など、環境に配慮した行動をとるとポイントがたまって、後でほかの商品購入などに使えるというようなものでございます。エコポイント事業は、

今後、国民運動の柱となる取り組みとして環境施策になろうかと思えます。

昨日のほかの議員の一般質問で御答弁がございましたけれども、来年の4月からレジ袋の有料化を実施するという御答弁がございました。もうほとんどのスーパーでは、マイバッグのポイント制になっているところではないかというふうに思います。レジ袋の有料を18年前に取り組んでいたお店が小牧にありました。そのときはびっくりして、えっ、こんなことしてお客さん来るのかなと思いましたが、とても勇気のあるお店だと感心しておりましたけれども、やはりお客さんの反応が悪かったのか、すぐもとに戻ってしまいました。今はもう本当に皆さん、取り組むことが当たり前のように定着しつつあります。そういったレジ袋、マイバッグということは皆さん御存じでありますけれども、しかし、知っていてもマイバッグのお客さんはまだまだ少ないというふうに思います。私も常に心がけては持ち歩いておりますけれども、忘れるときが多いということでもあります。そういった中で、もっともっとその周知をしていかなければいけないということもございますが、レジ袋のほかに省エネ製品等の購入などのポイント、または大口の巡回バスは公共の乗り物ではありませんけれども、大口町で巡回バスにエコポイントをつけて、皆さんにそういった意識も持っていただくといった考えはいかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） エコポイントは、先ほどもございましたように、昨日もレジ袋で関連でお答えさせていただきました。

エコポイント制度につきましては、町内スーパーなどでは、既にレジ袋を利用しなかったお客さんにポイントを交付するなどの取り組みが始まっております。隣のスーパーでも、もう既に20ポイントで100円というようなことでお聞きしております。

このレジ袋の削減、有料化には、犬山市、江南市、扶桑町とともに広域で取り組んでいくことで合意されておまして、その中では、各店舗はレジ袋の有料化に伴う収益については、何らかの環境活動に役立てていただくということをお願いしてまいりたいというふうに思っております。

こうした中で、エコポイントの制度の普及も考え合わせて、今、御質問ありました巡回バスに対するエコポイントについては、また政策調整室とも十分調整・検討させていただく中で、あわせて研究してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 国民運動の柱となる取り組みということでございますので、またいろんな知恵を絞りながら、できることからそういった啓発もしていかなければならないと思ひます。

ので、よろしく願いをいたします。

次に、カーボンオフセット推進事業についてお尋ねをいたします。

国におかれましては、平成20年度、主要な取り組みとして、カーボンオフセット推進事業を予算化しているようでございます。カーボンオフセットとは、聞きなれない言葉でございますが、日常生活や経済活動などにおいて排出されるCO₂について、できるだけ排出が少なくなるように削減する努力を行う。2．削減努力をしても、なお避けることができないCO₂の排出量を見積もり、3．排出量に見合ったCO₂の削減活動に投資することなどにより、日常生活や経済活動などにおいて排出されるCO₂を埋め合わせるという考え方でございます。政府の21世紀環境立国戦略におきまして、国民による取り組みの展開として位置づけられている事業であります。

カーボンオフセットとは、2005年にイギリスの環境担当大臣の呼びかけで始まったとのことですが、みずからの生活の中で環境に負荷をかける行動をなるべく控えることはもちろん、旅行や車の運転など、日常生活の中でどうしても排出してしまうカーボンや植林や育林などのCO₂を吸収する森林の保護育成のための事業に寄附をする。また、太陽光などクリーンエネルギー事業に寄附をする。そして、温室効果ガス排出削減のための事業に寄附することなどによってオフセット（相殺）し、環境への負荷を回復させるものであります。こういった事業でございます。自分の排出したCO₂を植林事業への寄附などで相殺をしていくという事業でございますけれども、イギリスのある市では、行政が主体となってつくったカーボンオフセットのシステムに、市民の参加する税金が控除されるという仕組みをつくったところ、2年間で5万トンのCO₂の削減効果があったということでもあります。

こうした動きは日本でもようやく始まって、今回、国も本格的なカーボンオフセットの推進検討会の立ち上げになり、新年度はモデル事業の実施の予算化をしているという状況でございます。日本郵政公社は、2008年度寄附金つきの年賀はがきとしてこのカーボンオフセット年賀を発行して、温室効果ガス削減への貢献にしていくというふうに、今まで申しましたが、全部とにかく皆さん、いろんな角度からCO₂を出さないようにとにかく努力をしてください、こういった施策であります。そういった貢献をして、例えば55円のはがきが5円の寄附金になっていく、これがマイナス6%の推進に使われていくというような仕組みでございます。本当に始まったばかりの事業でございますが、本町でこの事業の中の何かを取り組めることはないかなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） カーボンオフセットについて御質問いただきました。

まず初めに、正直申し上げまして、このカーボンオフセットという言葉があまりよくわから

なくて、いろいろ勉強させていただいたわけですが、これそのものについては、今、御質問の中で説明していただきましたのであれですが、カーボンオフセットの推進方法につきましては、植林、排出権、グリーンエネルギーの利用などが主に考えられておるということでございます。

3月5日、地球温暖化問題に関する懇談会が座長 奥田内閣特別顧問の初会合が開かれまして、今後、ことしの7月に開催されます洞爺湖サミットまでに京都議定書での6%削減への具体的な取り組み、あるいは排出量取引についての検討がされていくこととなりました。これらの検討の状況も考え合わせながら、今後、検討してまいりたいというふうに思います。

蛇足でございますが、個人ごとになって申しわけございませんが、私が入っておりますガソリンスタンドの石油会社ですが、年会費を500円払っております、その500円が東南アジア等の植林事業に使われておるといふようなことで、年1回報告があるわけですが、思い起こせば、これがカーボンオフセットかなということをおもっております。数年もうたつわけですが、こういう難しい言葉はさておきまして、具体的にそういう取り組みを町としてもできることから行っていきたいと、そういうことも含めて検討してまいりたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

(3番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 今、いろんな企業もCO₂排出の計算をして、例えば旅行会社も企画に参加すればグリーン電力証書が発行されまして、それで新幹線とか乗り継いで東京まで行くとする場合には300円から600円、これがそっちの方の寄附というふうになっていくということで、いろんな企業が今取り組まれているところでございますが、大口町にはたくさん企業がございまして。そういった大口町の中での企業の皆さんにもこういったところもしっかりと取り組んでいただけるようにということで、企業の方たちにもそういった啓発をされてはいかがでしょうか。

議長(宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長(近藤則義君) 町内の多数あります企業への働きかけという御質問であったかと思ひます。

これはちょっと古いんですが、平成14年のときに企業さんと、町内企業22社になりますかね、公害防止とか環境保全に関する協定書というようなことで締結させていただいております、具体的にCO₂削減そのものをうたっておるわけではございませんが、環境に対する企業としての取り組みをしていくというようなことでの協定をさせていただいております。

企業に対するものとしたしましては、ちょっと資料が出てきませんので申しわけありません

けど、企業に対する排出量取引の絡みで、先般も国の方で調査が行われて新聞に発表されてお
ったみたいでございます。事業所ベースごとのCO₂の排出量が表示されておったと思います。
そういう中で、企業がCO₂削減への取り組みが促されていこうということもうたってお
りましたし、町としてもそういう企業さんに対しての働きかけを今後してまいりたいというふ
うに思っておりますので、よろしく申し上げます。

(3 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 柘植満君。

3 番 (柘植 満君) ぜひ企業の方たちにも参加していただいて、環境に取り組んでいる優良
企業などはしっかり広報などでお知らせをすとか、そういったことも必要ではないかなと思
います。

次に、環境家計簿の配布についてお尋ねいたします。

今、もろもろいろんなこととお話しさせていただきましたけれども、その項目すべて目的は
温暖化防止対策ということでございます。環境家計簿は、エコ対策をどれだけ家庭の中で行
うことができるかを家族で工夫するというところでございます。環境家計簿をつけている様子や、
まちぐるみで取り組んでいる様子が、先日、NHKのテレビで紹介をされておりました。

例えば埼玉県のあるまちですけども、CO₂削減運動ということで、エコ生活をしよう。
地球温暖化防止推進委員という委員さんがお見えになるそうです。そして、その中でプラグを
抜いたり、重ね着をしたり、そしておもしろかったのが家庭の電気代ダイエットコンクールと
いうのがございました。1ヵ月当たりの使用料を昨年と比べてどれだけ減ったかを比べるとい
うことで、1ヵ月分のレシートを持ってきて、昨年の12月、そしてことしの12月のレシートで、
その効果がどれだけあったかということをお母さんが持ち寄る。そして、1位から10位に商品券
が出る。皆さんが楽しみながら、また1ヵ月分ということで気軽にできる。1年間やりなさい
と言われてもできませんが、1ヵ月分ということで気軽にできるということで、本当に楽しく、
子供さんたちも家族と一緒に取組みをされているところが紹介をされておりました。
お母さんが環境家計簿をつけながら、あっ、あんたはあそこのコンセントを抜いてきてよとい
って、慌てて子供が抜きに行くとかいって、子供さんも寒いけれども、重ね着を1枚余分に着
れば本当に暖かいということで、強制ではなくて、みんなが自然な形でそういう取組みをさ
れておりました。そして、その取組みの結果、一月1万円が半分に減ったというふうで、物
すごく電気代の無駄を省いているということが紹介をされておりました。

私たち一人ひとりが何をすればいいのかということをお母さんが学びながらやっていくというのが環境
家計簿ではないでしょうか。そうした環境家計簿の配布についての御見解を伺います。

議長 (宇野昌康君) 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 環境家計簿について御質問いただきました。

環境家計簿につきましては、個人が排出したCO₂の量を排出係数を用いて確認することができるため、非常に有効な手段であると考えております。既に電力会社 中電とか関電でございますが を初め各種団体では、より使いやすい環境家計簿ということで、工夫を凝らした環境家計簿をホームページ上からダウンロードができるようにしております。町といたしましては、本年度、大口北部中学校で風車を使った新エネルギー教室を開催しましたように、環境教育の一環として環境家計簿を利用させていただきたいと考えております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 私もしっかりとつけていきたいというふうに思います。

それから、次に環境展の開催について。最後でございますが、さまざまな取り組みを質問させていただきましたが、冒頭にごさいましたように、地球温暖化対策は待ったなしの状況であるということで、もろもろ国全体、そして町全体で取り組む緊急課題でございます。ぜひ環境展を開催して、皆さんに一堂に、本当に本気になって取り組まないとCO₂削減の目標達成にはならないんだというところの取り組みとして、環境展を大口町で開催してはいかがでしょうか、御見解を伺います。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 環境展の開催につきましては、毎年11月に開催をいたしておりますふれあいまつりの中で、当面はふれあいまつりの中で行っていききたい。電力会社とかガス会社さんにも協力をお願いいたしまして、協働した形の中で開催できるように働きかけてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） そのような開催をされていることはよくわかっております。そうした中で、またさらに環境展として開催するのが、予算の都合とかいろいろあるかと思いますが、今の現時点では、何らかの中の一部に取り組んでいるということでございますので、であるならば、もう少しそのブースを広げて、もっときめ細かな環境に対する情報を発信していただきたいと思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。また、機会がありましたら、環境展の開催もぜひお願いをしたいというふうに思います。

最後に、チームマイナス6%というお話からさせていただきましたけれども、長期的展望に基づく具体的な計画が今はないということで、大木元環境大臣によれば、事態は今深刻であるということで、皆さん、やらなきゃいけない、やらなきゃいけないという声はありますけれど

も、現実性に大変厳しい。罰則まである法的な裏づけをつくらなければ、国際的な約束であるCO₂削減を実現することはできないと、ここまで言われております。こういったことを踏まえて、最後にもう一度、環境に対する、温暖化に対する町の決意を最後にお聞かせいただきたいと思えます。

議長（宇野昌康君） 環境建設部長。

環境建設部長（近藤則義君） 最後に町の決意というようなことで御質問いただきました。議員さんよりは、環境対策、地球温暖化というようなことでの広い意味での取り組みについて御質問いただきました。

取り組みの方法については多種多様があって、お金のかかるもの、かからないもの、いろいろな取り組み方があるかと思えます。これは先ほども言いましたように、できることから取り組んで、皆さんが継続する中で取り組んでいかなければならない問題であるというふうに思っております。

既に皆さんも御存じのように、地球温暖化による異常気象というのが世界的に多発している状況でございます。これは日本だけではない問題でございます。取り組みが本当に待ったなしの状況に来ている時期ではないかなというふうに私も感じるところでございますので、これからの未来の子供たちのためにも、これ以上、地球を温暖化させない取り組みが本当に必要になってくるのではないかなということを思いますので、繰り返しになりますけど、できることから実行し、さらに地域の方々と一緒になって取り組みができるような努力をしてまいりたいというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

3番（柘植 満君） 以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（宇野昌康君） 会議の途中ですが、午後1時30分まで休憩といたします。

（午前11時45分）

議長（宇野昌康君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

田 中 一 成 君

議長（宇野昌康君） 続いて、田中一成君。

2番（田中一成君） 議長の御指名をいただきましたので、質問をさせていただきます。

初めに、後期高齢者医療制度についてでございます。

扶養家族になっていて、みずから保険料を支払わなくてもよい人も、今度は75歳以上ということで、今まで所属していたすべての保険を脱退させられて、後期高齢者医療制度というもの

に一括されるということになります。全国で1,300万人ほどが対象になって、そのうち約300万人は扶養家族であるのに、新たに保険料を徴収されるというふうに認識をしております。

大口町で月に年金額が1万5,000円以下の人で、後期高齢者医療制度の対象になっている方はどのぐらいの人数になるのでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） ただいまの御質問でございますけど、特別徴収できない方ということでよろしいでしょうか。

2番（田中一成君） つまり普通徴収になる人ですね。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、特別徴収できない対象者はということでお答えさせていただきます。

年金保険者、年金種別により優先順位がございます、4月分で約80名の方がお見えになります。以上です。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） それでは、今まで扶養家族でみずから保険料を払わなくてもよかった人で、新たに後期高齢者医療制度に入れられることによって保険料を払わなくてはいけなくなる人はどのぐらいおるのでしょうか。

（発言する者なし）

2番（田中一成君） 細かいことを聞きましたので、また後でわかったら教えていただければよろしいですが、この後期高齢者医療制度、普通徴収の方が、つまり月に年金額が1万5,000円以下の方が今80名ということですね。

今まで75歳以上の方は、老人保健制度という制度に属しておりましたので、老人保健制度というのは国が責任を持つということで、保険料の滞納があっても保険証を渡さないということはなかったんですね。国においてすべて保障して、滞納があっても、75歳以上の人についての医療は保障しますということで保険証を渡されておりましたけれども、普通徴収の方が1年以上滞納されるなどすると、今度は保険証を取り上げますと、資格証明書を発行しますということで、事実上、医療が受けられなくなるという事態が非常に心配をされるわけですが、そのことについて大口町は、大口町単独の判断でいかないのかもわかりませんが、そういう場合、保険証を渡さない、渡すという判断は広域事務組合がやるのか、大口町がやるのか、その辺のところと、そういう対応については極めて慎重でなければならないというふうに思うんですが、どのようにされるおつもりでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 資格証明書の交付につきましては、これまでの老人保健制度の中では、確かに資格証明書の発行はございませんでした。この発行がなかったといいますのは、老人保健の制度を活用される方につきましては、何らかの医療保険制度に入ってみえますが、その医療保険制度と老人保健とがまた違うと。加入している保険と、運用上の老人保健という医療制度は違うものであるということで、特段のこういった資格証明書の発行についてはしないというようなことがございましたが、20年4月から始まります新たな後期高齢者医療制度につきましては、各都道府県を単位とする広域連合の方で保険と医療一体的に行われるという中で、資格証明書の交付もあり得るというものでございます。

しかし、一律、滞納等があった場合に資格証明書を発行するというものではなくて、一例を申し上げますと、高齢者医療の確保に関する法律施行令第4条及び第5条において、保険料を滞納している被保険者またはその属する世帯の世帯主がその財産につき災害を受け、または盗難にかかったこと、あるいは滞納被保険者等またはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、または負傷したこと。さらには滞納被保険者等がその事業を廃止し、または休業したこと等につきまして、資格証明書を発行することについて問題があるというふうに認められた方につきましては発行しないというような規定が政令の中で設けられております。これについては広域連合の方で判断し、運用されるというふうに理解をいたしております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） まだ息子さんなどと一緒に暮らしの方はいいですが、夫婦2人で、ともに高齢者というような状況の中で、みずからの年金が1万5,000円以下というだけで、生活は本当にどうしてできるんだろうかというような人たちを対象にして、そして役場に保険料が滞ったら、特別の場合を除いて、資格証明書の発行があり得るというようなことを定めるのは、所得の低いお年寄りに、医者に行くなど、早く死んでしまえと言っているのと同じではないかという声が強いわけです。そういうことについてはどのようにお思いですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 確かに年額18万以上年金を受けてみえる方につきましては、特別徴収というようなことになっております。

この18万の適用なんです、私どもも最近、広域連合等からの情報で知り得たことなんです、実は特別徴収の順番が決まっております。といいますのは、例えば年金という言葉で表現させていただきますが、18万円を判断する材料としまして、まずは社会保険庁が支給する年金なのか、あるいは国家公務員等共済組合連合会、あるいは他の共済組合が支給する年金なのか、そこで区分けをするわけです。さらに社会保険庁の中では、国民年金の老齢基礎年金から始ま

りまして、例えば通算老齢年金、厚生老齢年金、そういったものがたくさんありますが、一番優先的に特別徴収される基準となるのが、社会保険庁が所管しております老齢基礎年金、これからまず引きますよと。ですから、老齢基礎年金をもらってみて、さらに厚生年金をもらってみる方につきましては、後ろに18万以外のところで300万というような年金があっても、それは結局見えないという部分がございます。ですから、18万、18万というのは非常に冷たい施策だなというふうにちまたでは言われておりますが、そういった仕組みにつきましてもひとつ御理解をいただきたいというように思います。

(2 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) よくわからん説明ですが、つまり1万5,000円、年18万円の年金ということで、それ以上の年金の方はそこから天引きをするけれども、それ以下と認定されている人の中にも、そのバックにある、実は年金をもらっている場合があるというようなことを言われたのかと思いますけれども、いずれにしても私の理解は、すべての年金をすべて合算をして、月に1万5,000円以下の方は普通徴収だよと、こう言っておるんだらうというふうに思いますが、そういう認識では違うんですか。

議長(宇野昌康君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 例えば、先ほど80人というような数を御報告申し上げましたが、その中で、判定上、特別徴収の対象になるのか、普通徴収の対象になるのかということを選出したリストがございます。その方の事例からいきますと、例えば後期高齢者と介護保険料の、これは月額ですが、判定基準が1万5,433円以下であれば特別徴収をできますが、たまたまその方の場合は1万5,500円であったがために特別徴収できないといった方がお見えになります。そういった方につきましても、実際にはその方は老齢基礎年金については算定の基準からいくとそういうようなことで特別徴収はできませんが、しかし、年金を集計してみますと相当上の額をもらってみえるという事例がありました。

(2 番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 大体言わんとしていることはわかりました。私のおふくろも、みずから掛けていた国民年金ももらっておりますし、私の父親の遺族年金と社会保険庁から2通通知が来まして、国民年金の方は、もう自分は早く死ぬと思って60歳からもらっていましたから、減額をされて本当に少ない年金です。そういうものと、もう一つ遺族年金など二つももらっている場合は、自分の優先される国民年金の方から天引きというようなことで見ていくと、そういう場合があるのかもわかりませんが、私の認識は、遺族年金やいろんな年金、複数もらっ

ている場合、その年金額すべてを合算して、月1万5,000円以下の人は普通徴収だよというふうに一般的には思いますよね。2種類もらっているうちの低い方の年金が月に1万5,000円以下だと普通徴収になるというような複雑な認識ではないんですが、いずれにしてもこういう低い年金額の人からも容赦なく天引きをします。しかし、介護保険料と後期高齢者医療保険料の額が年金額の2分の1以上を超える場合には、年金から天引きせずに普通徴収にするというようなシステムであるようであります。

いずれにしても、後期高齢者医療保険制度をつくるねらいはどこにあるのかといえば、いろいろとありますけれども、国民健康保険や社会保険、こういうところからすべて排除をして、75歳以上の人だけの医療保険制度をつくと。2年ごとに見直して、75歳以上の人口比率が高まったら自動的に保険料は引き上げますと、こういうことになっているらしいですね。団塊の世代、今の水野部長たちが75歳ぐらいになったときが最高の高齢化社会を迎えると。そのときには、今、10%程度の本人負担という設定の保険料だけれども、これが20%近くになる可能性がありますよと。そういう場合には、今の後期高齢者医療保険制度は本当に高いものになっていく。そういうことで、得をするのは一つは大企業なんですね。2分の1の保険料負担をしている企業のこの負担をもっと軽減しろという声が財界から非常に強いわけで、そういうことで会社で働いている社員の扶養家族である親を自分ところの会社の社会保険から除外をして、かかった医療費の負担もしなくて済むというようなことで、企業負担がますます軽減をされるんですね。そういうねらいが長く財界から言われていて、それを実現したのが今の政府であります。

これは、2006年にこういう医療改悪がやられたわけですがけれども、ちなみに後期高齢者の方に対しては、今度は診療も制限をするというふうに言われているのが大問題になっておりますけれども、厚生労働省は75歳以上の高齢者についての規定を、見方、特徴といいますか、それを3点ほど述べていますけれども、どういうふうに75歳以上の人を厚生労働省は規定をしていますか。

(発言する者なし)

2番(田中一成君) いいです、もう僕がやります。

三つあるんですが、一つは、年いってくるもんだから幾つかの病気を持っていると、普通は、もう一つは、痴呆の傾向が強いと、痴呆の人が多いと。もう一つは、終末期をもうすぐ迎える方たちだと、こういう三つの規定の仕方です、75歳以上。それで、診療や検査については病院に対して診療報酬は定額制とする。包括払いというんですね、これを。最新の検査や治療を幾ら施しても、75歳以上の方に対しては包括払い制度を導入するというのが厚生労働省の考え方です。つまり江南厚生病院など、最新の検査や治療設備ができていい病院ができて、

75歳を過ぎると、江南厚生病院は検査や診察、診療、こういうものを全知全能を尽くしてやったら病院は赤字になって倒産をしてしまうと、こういう制度です。ですから、本当にひどいんですね。私どもは、75歳以上の方々に対する差別医療制度だと、人間を何だと思っているんだと、今までこの社会をつくってきた、建て直してきた、今の社会をつくってきたそういう高齢者に対して、最新の検査や治療をするなど制限をする。本当にひどい考え方だというふうに思っております。

ちなみに終末期医療についても厚生労働省はどのような考え方でいるかといいますと、今、終末期を迎えるに当たって、在宅死、在宅で亡くなっている方が2割しかいない。これを4割に引き上げると、年間5,000億円経費が節減できる。だから、長期療養型の病床を思い切って減らして、そして病院に対して、自宅に帰って最後を迎えたらどうですか、こういう指導、こういうものをやったら診療報酬を加算してあげます、こういう仕組みを後期高齢者医療制度の中に入れていっているんですね。だから、大口町もそういうことに倣って、高齢者の人にパンフレットでも送って、皆さん、自宅で亡くなりましょう。最後どんな治療をしてもだめだと思ったら、過剰な延命治療も行わないように家族から約束を取りつけたら、それなりに病院に対して診療報酬を加算してあげます、こういうことも含まれているんですよ。

今、こういう説明をしますと、75歳以上を過ぎた方は本当に怒られます。何だと、我々に早く死ねと言っているのかと、こういうことですぐに署名してくれます。本当にひどい内容ですね。こういうことについて、今、全国の500を超える地方自治体が中止や撤回、再検討を求める決議や意見書を採択しております。先日は岐阜県の大垣市議会で、公明党を除く議員の賛成多数で、この後期高齢者医療制度についての意見書ないしは決議が採択をされたというのが新聞「赤旗」でも報道されておりました。本当にひどい制度であります。

ちなみに私の友人がきのう語っておりましたが、イタリアに旅行に行ってきたそうです、高齢者ばかりで。途中で体の調子が悪くなったり、通風が出たりして大変な旅行だったらしいですが、イタリアで医療機関にかかると、65歳以上を過ぎていると、旅行者は外国人でも無料だそうです。イギリスに私の娘が行きましたけれども、風邪を引いてホテルで引きこもって医療機関にかかったけれども、医療の窓口では負担がなかったそうであります。ヨーロッパでは医療費無料、あるいは高齢者に対しては無料制度、そういうものが当たり前の国がかなりあるんですね。それに比べて日本は、高齢者に対してどんどんと負担増を求める、医療の制限をする、こういうふうに医療の内容が大改悪をされているわけです。先進国の中で年齢に差をつけて医療を差別するというのは、この4月から、日本がただ一国やるだけというふうに私は聞いております。こんな医療制度の大改悪を自治体が黙っていて、住民に果たして責任が持てるのかと。住民の健康と福祉と、そういうものを守る立場の行政がしっかりとできるはずがないんですね、

これは。どのように思いますか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 今回の20年4月から始まります医療制度改革につきましては、国民の医療費が平成17年度では33兆円を超えたというような数字の中で、そのうち75歳以上の方が占める割合につきましては35%を超えております。こうした中で、とりわけ国民健康保険への加入者の内容もさま変わりしてきております。といいますのは、年金の収入者、さらには高齢者といった方が国民健康保険を構成する被保険者の大半を占めておるということで、国民健康保険そのものももう機能しなくなるという中で、日本の医療制度をどうしていけばいいのかということで考えますと、やはり高齢者として特別なものではないという中で、持続可能な医療制度が構築されたというふうに理解をいたしております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 高齢者は特別じゃないんです。若い人と同等の医療を受ける権利が人間としてあるんです。そこに差をつけるのは人間に対する差別なんです。そういうことの認識が自治体職員としてきちんとないと、まともな高齢者対策はできないというふうに思いますが、ちなみに医療や福祉予算など、高齢化などによって年間2,200億円ずつ自然増があると。このことについては、これを圧縮しなければならないということで小泉内閣時代から、当初年度は3,000億円、毎年それ以降2,200億円ずつ、この自然増分のカットをやってまいりました。その行き着く先がこうした後期高齢者医療制度の導入などなんです。余りにもひどいということで、舛添厚生労働大臣は、この2,200億円のマイナスシーリングについてはもうやっていけないと、見直さなければならないと現に表明しているんです。それは我々の運動や国民世論の高まりの中で、与党が参議院選挙で大敗北を喫すると。そういう世論の批判がある中での大臣の姿勢の転換、そういうものが現実にあるんです。もっともっと我々は自治体にかかわる者として、政府にそうした大転換を、今までの既定路線の見直しをきちんと迫るような立場に立たなければ、高齢者に対する差別医療を容認する公務員として見られたら、それはあなた方の給料がどれだけ下がっても同情などはしないと思います。どうですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 医療給付のありようということにつきまして、私の先ほどの答弁が足らなかったということでございます。議員の方から今回の医療給付のありようについて、るる御説明があったわけでございますが、私からそれに対して反論するつもりはございませんが、ただ、高齢者に対する医療給付のあり方について、国が一定評価する中でそういった点数を設けますよといったものであって、何もこれまでの医療サービスのあり方について、選択肢

を制限されるというふうには伺っておりません。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 町長に答弁は求めませんが、そういうひどい状況に75歳以上の方々が陥っているということをよく御認識していただいて、今後のリーダーシップを発揮していただきたいし、2,200億円という金額は、国家予算の中で言うとうとうものに匹敵するかといいますと、毎年、アメリカ軍に対する思いやり予算、これが二千数百億円です。こういうものをやめれば、こうした医療費のマイナスシーリング2,200億円などというのは簡単に克服できる問題なんです。そういうことも含めて、何を置いてもこうした差別医療を許さないということを住民の立場に立って、しっかりと自治体の職員として、自治体として国に進言をしていく。そういう姿勢が求められているというふうに私は強く思いますので、そういう立場に立って後期高齢者医療制度の導入に当たっては、その撤回や見直しなどを国や県などに対して求めていくという姿勢を忘れないでいただきたいというふうに思います。

次に、精神障害者の社会参加の促進を求めることについて伺います。

かつて町長も議員のときに、私と一緒に、大口町の障害者福祉計画をとともに知恵を出し合っ
てつくった経験があります。そのときに、他の委員からも発言があったのを今でも記憶して
おります。障害者対策はいろいろと講じられるようになってきたけれども、最もおけているの
が精神障害者に対する自治体の対応だと。このことについて着目をしていく必要があるんだ
というふうに論議をされたことを、今でも私、しっかりと覚えているわけでありまして、
大口町はようやく、精神障害者については入院も通院も精神障害ということについての治療は
無料にさせていただきました。本当にありがとうございます。しかも、アルコール依存症などに
起因する精神障害者の治療費についても、入・通院とも無料にさせていただきました。本当に適
切な判断だというふうに思うんです。

私は、何人かの精神障害者の皆さんやその家族の皆さんと長い間、おつき合いをさせてい
だいている方もおります。亡くなった方もおられますけれども、本当に大変なんです。本人が
精神障害に陥っている。重度になりますと、今は統合失調症と言いますね。毎日のように幻聴
が聞こえる。それから、急に自傷行為、自分で傷つける、あるいは死にたくなる、そういう衝
動に駆られてくる人もおられます。そんな症状などを見てまいりました。それから、悲惨な
のはアルコール依存による精神疾患です。これは、困って相談に行くところがないんですね、家
族が。私の知っている方も、亡くなりましたけれども、亡くなってほっとしたねと家族に言え
ませんけれども、とにかく役場に相談してみようもない。近くの民生委員さんも何度か来てく
れるけれども、とにかく酒を飲んで錯乱状態になるわけですから、男の人がそんなふうになる

と怖くて寄れない。怖いからもう行けませんと、民生委員さんも来なくなったと。息子さんや奥さん、本当に苦しんでおられて、御主人が亡くなる数ヵ月前にようやく私のところに相談に来られて、いろいろと相談に乗ったことがあるんですけども、重度の精神障害者、本人も大変ですけども、家族も本当に大変なんです。そういう症状の方が今でも大口町に、私の知っている限りでも何人かおられます。

先日は、南部に属している住民の方から、私の友達のお子さんが30歳ぐらいでそういう症状の方がおられるけれども、毎日毎日お母さんは心配をしていると。しかし、どこにも行くところがない。せめて町内にそういう者が通えるところ、つまりデイサービスとか、あるいは簡単な軽作業ができる作業所、そんなものをつくってもらいたいんだと、その方の知り合いの女性は言うておられると。私が留守中でしたけれども、私の家族に淡々と長い間訴えられたそうがあります。南部の議員さんに私がお尋ねすると、ああ、そういう方がいるのは私もよく知っているよということですから、南部の議員さんも知っておられるようでありますけれども、今、そうした精神障害者のデイケア、これは江南保健所でやっておられます、1週間に1回程度、料理教室をやったり、ハイキングに行ったり。ところが調子が悪くなると、もうそこにも行けなくなるんですね。それから、江南のしらゆり作業所もあって、大口町も負担金を出しております、大口町でもここにお世話になっている方もおられるようでありますけれども、しかし、そんな遠くまでなかなか行けない。そういうことで、町内にそういう精神障害者の皆さんが通えるような場所、行ける場所、つまりデイサービスとか、作業所とか、そういうものをぜひつくってほしいんだという訴えがあるわけです。一遍にそういうものをつくれといってもなかなか大変でありますから、そういう家族の皆さんや本人がそういうことを目指していけるような集まりといたしますか、そんなものを組織化して、そしてそういうふうな発展をさせていく必要があるんじゃないかというふうに私は思っているところでありますけれども、町当局はいかように考えておられるでしょうか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） それでは、少し大口町における精神障害者の小規模通所授産施設等への通ってみえる状況等も含めまして、御説明をさせていただきたいと思えます。

大口町としましては、以前の小規模作業所であったときから、江南市の保健所管内3市2町で協定を結びまして、人口割・通所者割で負担金を払っているということにつきましては、先ほど議員からもお話があったとおりでございます。

江南市のしらゆり作業所につきましては、平成19年10月1日現在の利用者が全体で26人お見えになるとのことです。内訳としましては、犬山市の方が6人、江南市の方が11人、岩倉市の方が3人、扶桑町の方が6人、そして大口町の方については、10月1日現在では利用者がなし

と。また、現在もなしという状況でございます。その理由としまして、今回、距離の関係も御指摘をいただいておりますが、しらゆり作業所との距離を比較した場合、中心となる江南市役所、また大口町や扶桑町役場からしらゆり作業所への距離は、設置市であります江南市や扶桑町とほとんど変わらないといった距離的な位置になっております。また、犬山市の医療法人桜桂会が犬山病院の向かいに設置をされてみえます精神障害者通所授産施設「来果」につきましては、大口町の利用者は3名お見えになると伺っております。こうしたことから、しらゆり作業所の本町の利用者が少ないのは、距離の問題だけではないと理解をいたしております。

精神障害者福祉は、その障害者の特性上、福祉だけではなく医療とも密接に関係するため、高い専門性が要求され、実際に施設を運営する場合には、専門職の確保も必要となってまいります。本町としましては、町内で作業所を設置するという考えではなく、まずは相談の中で専門性があり、これまでの経験の蓄積のある江南市のしらゆり作業所や犬山市の来果さんなどの近隣施設の利用を促していきたいと考えております。

なお、しらゆり作業所、来果の現在の施設の空き状況でございますが、江南市のしらゆり作業所につきましては定員19名のところ平均12名の利用があり、約7名ほどの余裕があるということでございます。また、犬山市の来果につきましては、曜日によって定員がいっぱいになっておりますが、1週間のうち3日ほどは余裕があるということを聞いております。

(2番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 犬山と江南の作業所に余裕があるということでありましてけれども、距離があっても、1人の方の様子を見ていても、状況がいいときと悪いときと起伏があるんです。ですから、1人で例えば布袋病院とか小牧の市民病院とか犬山病院とか行けるときもありますよ、公共交通機関を乗り継いだりして。調子の悪いときは全然行けないんです。だから、調子がそんなに極端に悪くなければ、月に1回程度、医療機関に行って注射を打ってもらうなり、1ヵ月分の薬をもらうなり、その程度なんですよ、医療機関とのかかわりは。あとは家族や、本人や、あるいはケアする周りの人たち、そういう人たちがいかに理解をしながらそういう皆さんのケアをするか。つまり社会参加を促しながら、極力自立できるように促すかというのが大切であって、薬や注射や精神医療には限度があります、自立するには。そういう意味で、江南の保健所に調子がいいときには行くんですよ、私の知り合いの人もね。料理だとか、世話してくれる保健師さんが優しいとかいうことで、ハイキングにも行ったよとか言うんですが、調子が悪けりゃあ行けないんです。行けないときに何をやっているかという、本当にここでは言えないようなさまざまな状況が起きているというふうですね。

精神障害者というのは、大口町でもかなりの割合でいるんです。プライバシーがありますの

で、町が把握している人と把握していない人とありますけれども、本当に発生率は非常に昔と比べると高まっています、何でか知らんですけれども、私のところにはよくいろんなそういう相談が来ます。かなり私から見て軽度のはずだけれども、精神障害ということでまともに働けないということで、障害年金がもらえるようになりましたとかね。あの人たちはあの人たちでグループをつくったり情報交換しながら、知恵の働く限り、一生懸命自分の社会参加や生活防衛のために努力しているんですよ。しかし、調子が悪くなると、変な話ですけれども、自分の意思がコントロールできなくて、金を払わずに店を出してしまうとかいうことで失敗しちゃうんですよ、時々。そういうときが悪いときなんですね。そういう人たちに対して、一定の理解を持って雇ってくれる事業所もあるんですよ、そういうのを知っていてね。1日数時間とか雇ってくれるところもあるんですよ、理解のあるところは。ところが、何度かちょっと失敗をすると、やはり職場として守ってあげることができないということで、また何もやることがないというようなことを繰り返す方もおられます。

そういう意味では、精神障害は病気なんですよ。普通の病気と変わらない。昔のような人間を差別したような物の見方ではない。精神障害というのは、治療すれば治る普通の病気と変わらない、単に病気なんだと。これは医療や社会的なケアによって、本人の努力もあって治すことができ、普通の人と変わらない社会参加にまでちゃんとできるんだということで、精神障害に対する差別意識、そういうものを社会通念上なくしていくという努力も、行政も私どもも共通の概念として持ちながら、そういう人々が病気を克服して完全な社会参加ができるように、他の障害者の皆さんと同じように、社会に対する完全参加の機会を我々は保障していかなければならないというふうに思うんですね。

そういう意味で、一遍に作業所をつくれとは言いませんが、大口町は精神社会福祉士ですか、専門職をいち早く採用して、そうしたことに堪能な職員を配置して、こうした皆さんに対する対応をやってきた、いわば先進例をつくってきた自治体でもありますが、私はすぐ頼っていきますが、へとへとになっておるんじゃないですか、大分。この前も私が行ったら、ちょっと体調を壊してそっちのソファでひっくり返っていますなんて言っていましたけれども、精神障害者対策だけでなく、福祉一般の仕事も一生懸命兼務をしてやっておられるわけですので、もっともっと精神障害者に対応する仕事、そういうことに全部特化せよとは言いませんけれども、研究していただいて、そして一人だけではできないんですよ。町長も資格を持った保健師さんの確保がなかなか難しい時代になったと言っておられますけれども、健康課の保健師さんとの連携によって、こういう精神障害者の人に対する、せめてデイサービスみたいなやつですよ、週に1回なりどうぞという場をつくってやると。そういう人たちがみずから、うつだとか、躁だとか、統合失調症とかいろいろとあるけれども、自分の病歴をお互いに症状を語り合った

り、どんな努力をしているとか、どんなことが悩みだとか、あるいは家族の人たちも含めての交流だとか、そういうことができる場所。お互いにそういうつらい経験、あるいはいろんな経験、そういうものが交流できるような場所をまずつくりたいと、精神障害者に対する社会的な概念、これを差別的なものから、他の障害者の皆さんと変わらないというふうに見て、そしてそういう人たちを社会で受け入れていこうということにも私はつながってこないような気がするんですが、そういう意味で、今よりせめて一歩踏み込んで、そういう皆さんを行政として受け入れていくと。もっと受け入れの窓口を広めていくと。そして社会参加の、あるいは交流のチャンスをきちんとつくってあげるということが一歩踏み出すことになるのではないかなというふうに思います。一遍にはそこまで行けないのかもわかりませんが、よく検討していただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

議長（宇野昌康君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 精神障害者に対する憩いの場といいますか、日中、楽しく過ごせる場というような観点の御質問かと思えます。

平成18年に障害者自立支援法が施行されまして、それと並行しまして、第1次の障害福祉計画を大口町でも策定した経緯がございます。それに当たりまして、平成17年度にアンケート調査を行いました。精神障害者の方々がそのときに、約3年前でございますが、どのように日ごろの生活をしたいかという中で、6割の方が自宅で過ごしたいというようなアンケートの結果でございましたが、今回も、今、アンケートの分析を行っております。これによりまして、第3次の障害者福祉計画、あるいは第2次の障害福祉計画を策定していくわけでございますが、それに当たりましては、大口町が持っております障害福祉調整会議、こういった会議もございます。この中には、専門の立場の委員さんもお見えになります。十分意見交換をする中で、精神障害者の方の住みよい環境づくり、こうしたことも制度として構築してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） かなりもう以前の話になりますけれども、私の友人でみずから命を絶った方もおられます。それに近い方も何人が知っております。自分で精神病だというふうに認めたくない。社会的な概念があるから認めたくない。そして通院もされない。そして、みずからの命をとうとう絶ってしまうというようなことがありましたけれども、最悪のケースなんです、これは。何も恥ずかしいことではない。自分でおかしいなと思ったら、今は精神科なんていう科じゃなくて心療内科とか、いろんな科目として行きやすい科目になっていますので、そういうところに行って、うつやそういうものにかかっているかなと。危険を感じたら、すぐそうい

うところに行って相談をすると、診察をしてもらうというようなことがもっとも社会的に、そういうふうな概念に我々がなっていないと、そういうことは克服できないんですね。

調子が悪くなると、うつになって家に引きこもる。重度の方は、また躁になって、そういうときには非常に人の2倍も3倍もしゃべることもあるし、行動も活発になったりするようなこともいろいろとあるんですよ。ほとんどの方がうつの状況のときが長いですから、あまりそんなことを人に知られたくなければ、ひとり家にこもってひっそりとしていたいというような心境はそのアンケートの結果にもあらわれているのかと思いますけれども、そういう人たちが引きこもったままで社会参加もできずに、それはやむを得ないと、自分の希望だというふうには思っていないでしょうけれども、そんなふうな状況を克服して、そういう方々も人間として社会参加をしながら人生に生きがいを感じていけるような、そういう手当てを一步踏み出していただくようお願いをしておきます。

さて、3番目の統合中学校の建設についてお伺いをいたします。

調査報告書が副町長を責任者としてまとめられ、町長に提出されたものが、その写しが議員にも配付をされているところであります。ここでは、教育部の職員についての一定の処分が必要である。それから、設計業者については工事の設計変更などについて相殺ができるかどうかというような点について、町の監督者に対して十分な連絡がなかったと、そういうことについての文書の提出を求めるなどとしているところであります。

先日の総務文教委員会で、設計監督者である黒川紀章設計事務所長 亀井氏の名義で町に文書が提出をされたという報告があり、その文書についての配付は、議会・委員にはされませんでしたけれども、朗読がされたところであります。朗読ですから記憶は薄らいでおりますが、そうした相殺ができるかどうかについては、あらかじめ当初に文書にてきちんと町に対して連絡をしておくべきだった、確認をしておくべきだったということで、おわびを申し上げるといふ趣旨の文書が提出をされているところであります。

中学校建設特別委員会でこの件が問題になったときに、一つの焦点は、町当局と設計監督業者のわび状を出すべきだというのが建設特別委員会の委員から強硬に主張をされました。これに対して特別委員長は、休憩を挟みながら、設計事務所と町当局からこのことについてのてんまつ書を提出するように、みずからの委員長職権として求めますということで、特別委員会で締めがなされた経緯もございます。黒川紀章設計事務所から、一応そういうおわびの文書が出てまいりましたけれども、このことについていかにようにとらえておられるのか、まずお聞きをいたします。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 大口中学校の新築工事において、その第1工区及び

第2工区を合わせまして2億1,190万円の追加工事及び変更工事が必要な意思決定を諮ることなく、また議会への報告、あるいは必要な議会での議決を経ることなく進められたことなどの問題につきまして、今、議員からお話がありますように、大口中学校建設事業調査検討報告書により、問題点、あるいは改善点等を議員の皆様にご報告をさせていただきました。

この報告書の中で、監理業務を委託しました黒川紀章建築都市設計事務所については、追加変更工事における相殺の可否に関する方針について、黒川事務所から教育部職員及び清水建設に対する説明不足が上げられるとして、黒川事務所には追加変更工事における相殺の可否の方針に関する説明不足について、今後、監理業務を委託した場合においても同じ問題を生じさせないよう、この問題に対する見解と対応を明らかにした文書の提出を求めることが適当と考えられると当委員会が指摘をしたところであります。この指摘に基づきまして、黒川紀章建築都市設計事務所からは、20年3月10日付、取締役所長名により文書が提出をされました。この文書では、報告書において指摘をいたしました問題に対する反省と今後の対応が明らかにされております。

なお、今、議員からもお話がありましたように、この回答の文書につきましては、去る13日の総務文教委員会協議会において委員の皆様にご報告をしたところでございます。また同様に、報告書が触れております関係職員の処分につきましても、懲罰審査委員会で検討を行い、早急に結論づけをして、来る23日の中学校校舎の完成式を迎えたいというように考えております。

(2番議員挙手)

議長(宇野昌康君) 田中一成君。

2番(田中一成君) まず黒川事務所の責任についてを先にやってみますが、そういうことで真摯に反省をしていただいている。また、おわびもしていただいたというふうに私は受けとめます。受けとめますが、それだけで済むのかという問題であります。

この調査報告書の調査結果、追加変更工事の原因、第1工区西館アスベスト撤去工事。この報告の文書を丹念に見てまいりますと、この工事は実は平成18年度に行われていた工事である。それが、追加の工事費が要ると言ってきたのは平成18年度を過ぎて平成19年度の、しかも町当局がしっかりと把握したのが10月半ばごろと、こういうことでしょうか。公共工事というのは年度で区切って、その年度内にできた工事、その工事高によって精算がされるというのは、専門家でありますから、黒川設計事務所も十分承知のはずでありますけれども、前年度のあの工事でも実は追加工事が必要だったけれども、それは追加工事として組まれていないから追加してくださいというようなことを翌年度の9月、10月になってから言ってくるなどということは、これは町当局はまともだと思っておりますか。どうですか。

議長(宇野昌康君) 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 第1工区の工事発注につきましては、今お話がありましたように、18年度、19年度の2カ年で工事発注をしまして、まず最初に18年度の第1工区の発注が済みまして、今お話のありました西館の撤去が一番最初に手がけられたというような工程で進んでおります。その中で、以前にアスベストの調査をし、封じ込めをしましたものが目視で確認ができないところまで含めてアスベストがあったということ、さらには一昨年ですかね、アスベストに対する基準が強化をされまして、その基準に当てはまってしまうアスベストがありまして、それを撤去せざるを得なかった。それによって、若干、工期にも影響したというような経過がございます。

それで、それにつきましては、当時の担当部局の方の職員にいろいろ聞き取りをする中で、アスベストの撤去につきましても、そこには大きな誤解というんですか、認識のずれがあったわけでございますけれども、毎回、この件についてお話をする中で御回答を申し上げておりますが、職員の中で相殺で対応ができるというような認識があったということを経験したことを当時の担当職員等から私も聞き取りをする中では聞いております。ですから、19年度になって、過年度の部分のアスベストの撤去工事も含めて第1工区の変更が上がってきたことにつきましては、その後のほかの要因の中でアスベストについても相殺ができないというようなことで上がってきたというふうに理解をいたしております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 相殺ができる、できないという認識以前の問題で、黒川設計事務所が平成18年度の工事として、西館アスベスト撤去工事を900万円でやったと。このことについては、当然、18年度中にやった工事であるから、少なくとも会計を締め切る5月末までにはこれの精算をしてなければならないわけですよ、会計年度というのが地方自治体はあるわけですから。前年度の工事、請求するのを忘れておったから、半年も1年もしてから、去年の工事代をくださいなどということが通用するんですか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） 黒川と町の関係、あるいは清水建設の関係でいきますと、黒川が請求をするということではなくて、アスベストについては町の方からの指示で黒川が設計を組んで、その設計書に基づいて追加工事の発注をして、町が清水建設に追加工事の発注をするという手続になるかと思えます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 西館アスベスト工事費を清水建設に年度を超してから、去年の工事代で

すということで支払ったわけですか。その工事という行為が前年度にもうとっくに終わっている。その請求行為も当年度にはなかった。そういうものが忘れていましたとって、黒川じゃなくてもいいですよ、清水建設でもいいですよ。建設業者から忘れておりましたとって請求があったら、それは払って何も問題ないんですか。

議長（宇野昌康君） 政策調整室参事。

政策調整室参事兼政策調整課長（大森 滋君） そういう問題があって、それが10月初旬に教育委員会の方が把握をして、それを議員の皆様の方に報告をしながら手続を進めてきた。それが問題であるということは当然あるわけですけども、そういう問題を前提にして議員の皆様には報告をしながら進めてきたという内容だというふうに理解しております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） つまり予算措置もやらずに、町長の専決処分の措置もやらずに、しかも前年度、既に終わっている工事の代金を忘れていたなどということによって翌年になってから支払うような、全く会計処理の仕方がめちゃくちゃですよ、これでは。こんなのは町長も要らなければ議会も要らない、職員が勝手にやっていたらいいと。めちゃくちゃな会計処理ですね。こういうことも一つ問題ですよ、こういうことに至ったということは。これは教育部の職員だけの問題ですか、こんなひどい状況は。

議長（宇野昌康君） 総務部長

政策調整室長兼総務部長（森 進君） アスベストの撤去につきましては、私の記憶では、第1工区の現場に入った折にアスベストが確認をされて、そのアスベストの撤去をやることによって労働基準監督署等への手続等に時間がかかりまして、工期に云々というようなことは議会の方に報告をされてきた経過があるというふうに認識しておりますし、それから今お話があります過年度の部分について、施工者、あるいは監理業者の方から請求があって、過年度の部分について、町の会計上のルールを全く無視して払うのかというお話ですけども、毛頭そういう気はございませんで、またできる話でもございません。ただ、この話というのは、アスベストが過年度の事業であったというようなとらえ方のみではなくて、この事業全体が第1工区、あるいは第2工区を含めて、19年度において補正等をお願いしてきた、あるいは専決等をやってきた経過の中で、いろんな問題が複合的に、あるいは、十分に双方において理解が同じではなかったというようなことが複合的に重なって出てきた事案であるというふうに思っておりますし、必ずしも今回の専決等につきましては措置の仕方が、私どもとして時宜を得たまともな、あるいは適正な対応であったということは思っておりません。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） あなた方が作成をしたこの報告書は、職員については教育部の責任はあると、瑕疵はあると、だから処分は必要だと。こういうふうに述べておられますが、私ども議会は、こんな大きな事業を、すべてミスがあったということで、教育部職員だけの責任に帰するのは町長部局として余りにも無責任ではないか、こう言っているんですよ。そのことについての責任感がないもんですから、こういうところでただしていかなければならないというふうに私は思っているんです。

ちなみにあなた方がつくった報告書は、町長にこういう事態を報告したのは10月30日だと、こんなふうに文書化してありますけれども、違うでしょう。私ども特別委員会議員は、9月26日に第2期工事、五洋建設が請け負った現場の視察もさせていただき、既に土壌改良工事をやっておりますと、水もいっぱい出ておりますと、大変な事態ですが、最善を尽くしますとあって、町長以下と現場を視察しているじゃないですか。少なくともこういう事態になっているということは、それ以前に町長に報告しているわけでしょう。それを10月30日だなんていって報告書に明記していると、全くこれは時間的に1ヵ月以上も何か町長が知らなかったというふうに誤解されますよ。これについては正確ではないということは認めますか。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 実は、9月26日の視察には私は出向いてはおりません。それで10月の半ばに伺ったわけであります。

この問題というのは、専決問題が大きなポイントです、本当に。これは行政マンとしてやらなきゃいかん手順というのがあるんです。設計変更するときには設計変更伺が町長部局へ来るわけです。それで私の手元に入るんです。これがないんです、全く。設計変更の協議伺から入ってこなきゃいけない。設計変更協議伺が入ってきて、それに判を押すと、それから設計変更が起こるんです。設計変更に基づいて設計変更伺ができてくるんです。この書類は全部教育部局でつくってくるんです。それが認められて、初めて会計業務に入ってくるわけです。この一連の流れがきちっとできていない。このところに問題があるのに、議会の中では、町長部局、町長部局と言われる。そういったことを言われるから、そうではないんだと。これはスタートの時点で設計変更協議伺が出ていない、そういう現実ですよ。竣工は11月5日にあったと思います。取り壊しはその前に行われておるわけでありますから、それ以前に協議伺が出てこないともずいんです、そういうことであれば。そういう一連の仕組みが完全に無視されている。このことに、やはり調査、チェックをし、今後の対応をしていかなきゃいけない。こういうことでありますので、御理解をいただきますように。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 驚くことに、議会は現場を視察して現状を知っているのに、町長はそういう現状を知ったというのはいつなんですか、協議伺とかそんなことはいいですよ。そういう状況があるということは、文書なり口頭で知らされて、我々議会議員は9月26日に現場も見ていますけれども、あなたは9月26日時点でも、そういう状況があるということを知らなかったんですか。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 現場視察ができませんでしたので、その現場に行きました。壮大な工事が始まっておるので、それはこの工事に対して費用が要るなら速やかに上げてくださいよと。こういうことを現場にも言ってきましたし、事務局の方にもその話をしてきました。ところが、なかなかその数字は上がってこなかった。10月の半ばになって初めて上がってきた、こういうことであります。だから、仕組みが本当にできていない。町としての、行政としての仕組みができていない。そういうことを教育委員会に御示唆申し上げておるところであります。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） そういう仕組みだけの問題じゃなくて、町長自身がそういう事態に至っていると、水が出てきたということは聞いていましたよ。用地の買収ができないから、その周りをめぐって進入路をつくらなきゃいかんとか、しまいには土壌改良が必要だということになって、私ども9月26日に現場に行ってそういう状況を確認させていただきましたが、その何日か前から、そういう状況で大変だなあと、大変な状況が出てきているよということは議会の中でも既に情報は流れていたわけです。そういう状況の中で、事実そんなふうな状況は、町長じゃなくてもいいですよ、総務部長でも副町長でもいいですけども、そういう異常な事態が到来していると。これは追加工事なども必要で、緊急の措置も既にやっているというようなことを総務部長や副町長がとらえたのはいつなんですか。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） 田中議員の方からは、この事態を知ったのがいつかというふうなお話でございますが、実は調査委員会の報告を差し上げるときに、少し私の方からお話を申し上げたように、事務手続等の処理においては、幾つかの不十分な事態が発生したということのお話を申し上げました。

実際のところは、私どもも、何度もこれも議会の皆様方からお話がございましたように、週例等でそこらあたりも十分承知ができたんではなかるうかとかいろんなお話をいただきましたけれども、実際には9月26日に現場を見させていただく中で、今、町長が申しましたように、

私も実は現場を見まして、順調に推移している中で、あれだけの壮大な工事が行われておりましたものですから、その折には職員の方にお話をし、これはすごいお金がかかるんじゃないかということもございましたので、早々にこれに対応しないかということもございましたし、また当時、一緒に現場視察をしたときに、議会の皆様方からも、これは相当な費用がかかっておるんじゃないかということの中で、早急にこれは対応が必要だねというようなお話もございました。

そういった中で、できるだけ早々にということで、今回の検討調査報告書の中の冒頭でもお話を申し上げましたように、10月の多分半ばごろであったのではなからうかと思えますけれども、こういったことについて、これは当然のことながら、一連の事務手続の不十分な事態が発生しておることは承知をいたしましたので、できるだけ速やかに数値等を上げるべきではなからうかということもありますし、またこれについての協議も必要ではなからうかということで10月30日に、先ほど町長がお話しなされましたように、初めて町長の方にも、第1工区に幾ら、第2工区に幾らという増額を内容とする追加変更工事が必要であるという報告がなされたということでございますけれども、私どもも10月30日の時点、実際にはこのときに初めてこの金額についても承知をしたようなことでもございまして、ここらあたりについても御報告を申し上げましたように、なぜとかがどうしてというようなことが本当に非常に多くあったということがございましたので、そういったことを中心に実は調査報告をさせていただいたという経緯がございます。ですから、そういった点では非常に事務的に不足した部分があったということで、この報告を差し上げるときにも、大変御心労をかけ、御迷惑をおかけしたということで、議会の皆様方にもおわびを申し上げたという事態もございます。そんな経過でございますので、そういった点では私どもの承知するのがおくれたということは否めない事実であるというふうに思っております。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 町長は9月26日も現場に行っていないし、設計変更などの協議書なども上がってきていないということで、全然知らなかったんだということでもありますけれども、副町長は9月26日にも我々と一緒に行っていると。そういう事態が起きているということは、少なくとも我々と同じような時期に情報は共有しておったというふうに私は思います。

ここで、週に1回、火曜日には午前と午後に分けて、第1期工事、第2期工事の五洋建設及び清水建設と町の監督者との打ち合わせが行われていますね。水曜日には町長に対して週例ということで、朝一番にそのことを含めた報告がきちんとなされてきたと。しかし、町長いわく、9月の半ば以降それが途絶えたということですから、途絶えたということで報告を待つて

いるだけなんです、途絶えると。そこがわからないです。報告がなかったら報告を求めないかんでしょう、こんだけの大事業をやっているのに。そういうときに副町長なんかはどういうふうに動いたんですか、報告がなかったときに。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） これにつきましても、調査報告書の中でもお話を申し上げております。実際のところは、第1工区につきましても週例については毎週水曜日に、これも時間は限られておりますけれども、お話がございました。そういった中では、金額的なことというよりも、工事の今の進捗率が何%ということが基本の中で、主体的には1週間でこういった工事をしたというような内容が中心でございました。また、町長からは、いつものことでございますけれども、こういったことについて不測の事態、あるいは費用が必要なことがあれば、それは早々に打ち合わせをしてくれるようにということもございました。また私どももそういったものを受けながら、6月の議会、あるいは9月議会を眺める中で、増額が必要なもの、あるいは各関係課の方から協力がいただけるようなこと、そういったものがあればそういったものはお願いできるようにというお話もしておりましたし、今お話を申し上げました中では、9月の初めぐらいからですけれども、そういった週例についてもなくなりました。それは確認をとりましたところ、現場は順調に行っておるからということでもございましたし、また報告書の中にも少しそのことについて触れている部分がございますけれども、報告する事項がだんだん限られてきたということの中で、週例の方は省略をしておったというようなお話でございました。また、私どももそういった形の中で、最近、週例がないけれども、いいだろうかというようなお話もしておりました経過でございますが、大変残念なことには、そういったものについて私どもも早く気がつくということができなかつたもんですから、そういった点では大変残念に思っているところでございます。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 教育部の部長か課長に答弁していただきたいんですが、雨も多かった、それから地下水が多分出るだろうということも予測をされていたわけですが、水が大量に出てきて、その排水にてんやわんやしたというような事態になったのはいつごろからでしたか。

議長（宇野昌康君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 定かではございませんが、夏のときに雨が降りまして、北側の排水路が越水したとかという状況の時期と記憶しております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 私も8月の終わりが9月の初めごろには、既に議長室で宇野議長などと水が出てきて大変だなあと、あれの排水で郷浦の大きなところまで、100メートルかそこらへ水を持っていかないかんということで、要らん費用もかかっていると。これは大変だというようなことを話し合っておったわけですから、少なくとも9月の初めぐらいにはそういう事態が発生しているわけですよ。教育部から報告がなかったから、そんな異常な事態が、緊急事態が起きているということを知らなかったというのはちょっと、副町長、それは事実と違うんじゃないですか。副町長も水が出てきたと、大変だと。排水処理が大変になってきているというようなことは聞いておったでしょう、9月の初めごろから。

議長（宇野昌康君） 副町長。

副町長（社本一裕君） この内容についてお聞きをしておったかというお話よりも、逆に私どもは、私も経験からでございますけれども、余野の区画整理をやりましたもんですから、当然、白山ふれあいの森の下で調整池を工事しております。そのときには、たしかこれも議会の方に御報告を申し上げましたけれども、国庫補助金がついておるといような経過の中で、実際には工事になかなか手がつけられないと。まして、お話をしたように、民間での事業でございますので、余分な費用がかけれないということもございまして、私どもはそういった中では、実際には調整池の現場のすぐ横に穴を掘りまして、そこで毎日水位を観測しながらという形の中で施工いたしまして、実際には手がけるのが年明けになってからというようなこともございましたもんですから、実は補助金については少しそういった形の中では年度を繰り越していただくというような手続をとらせていただいて、大変国とか県にも御迷惑をおかけしたという経験がございます。そういったこともございますので、あそこについては水が出るところだということはよく承知はしておりましたけれども、それは逆に、今お話し申し上げましたように、それが9月の時点で水が出たという形でお聞きをしたというのが、先ほども田中議員さんの御質問にお答えをしたように、9月の末ごろに、実際にはあその現場に議員の皆さんと一緒に視察をするというときに、それがどういうわけか私もちょっと記憶にないんですけれども、その折に実はそういうことをお聞きして、この内容がそういった形で大きな経費がかかるという形の事業になっておるということを知ったようなことでございます。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 書類によって仕事をしていくんですね。それで、そういったことを課、あるいは部でもってまとめていく。一人でやっておるわけじゃないんです。今回の工事に対しては、VEというような形で設計変更を行えるような形でやってきた。担当者は本当に苦労があったと思いますし、それに従って清水建設も、あるいは担当する黒川事務所の担当者も、そ

の変更に対応をよくしてくれてきたな、こういうことは感じるわけでありませぬ。これは本当に大丈夫か、これで予算の中でいけるんかという話はたびたびさせていただきました。話し合いをしていますから大丈夫でしょうと、こんな形でやってきたわけでありませぬ。

最終的に上がってきたときに黒川事務所が来たもんですから、こういうものがあるんだったらきちっと出してくれよと、こういう話をしたわけでありませぬけれども、総体として瑕疵があったわけではなくて、そうした報告書の中にもその連携が悪かったということでありませぬので、それぞれの担当責任者がきちっと機能していくように今後対応して、これを正していきたいと、こういうふうに思っておるわけでありませぬ。

議員の方から、町長部局の責任はどうだ、責任はどうだと。こういう話を聞きますと、何か結果をどこかへ持っていきたいのかということでありませぬけれども、我々も無論このことに、町政にかけては進退をかけてやっておりますので、もちろん当初より命がけでこの仕事をやってきたつもりでありませぬし、それによって担当者を苦しめるようなこともしなくて、今回、結果が出たものに対して、今後の対応をどうしたらいいか、こういうことを協議しておるわけでありませぬ。議会には情報が入っておったようではありませぬけれども、残念でありませぬけれども、私の方には結果として追加予算、補正を組まなきゃいかんというような情報は10月に入るまで一切なかった、こういうことでありませぬ。現場の苦労、そんなことを考えながら、この問題に対しては寛容な対応を考えておるわけでありませぬが、もちろん税を使つてのことでありませぬので、もしその税が無駄に使われておるのであれば、これは違う責任を問わなきゃいけないと思っておりますけれども、そういった事実はありませぬので、私どもはこの調査によって組織のこれからのきちっとした対応をしていくべきだと、こんなことが結論で出されてきたわけでありませぬ。よろしくお願ひ申し上げます。

(2 番議員挙手)

議長 (宇野昌康君) 田中一成君。

2 番 (田中一成君) 一切の瑕疵がなかったというのは、私の認識と違ひます。あらかじめ情報が共有されておれば、砂利採取跡地を避けて総合的な設計をすることは十分可能であったというふうに私は思っておりますけれども、砂利採取跡地、掘削深が12メートルあったという事実を確認することなく、5メートルの掘削深と誤認をして、それもボーリングまでして、事実とは違ひる認識を持って設計に臨んでいった。これは明らかに、町の情報をすべての職員が共有して英知を集めておれば5,610万円の土壤改良費は避けることができた。これは明確な町当局のミスでありませぬ。私はそういう認識ですが、そのことについて報告書は、あそこはたとえ12メートルの掘削深があったとしても、あそこに貯留槽やプールを建設する、そういう不可避性があつたから、これは責任はないかのように言っている報告書は、これは全く私は納得ができ

ませんが、どうですか。

議長（宇野昌康君） 総務部長。

政策調整室長兼総務部長（森 進君） 設計をするに当たりましてボーリング調査をし、そのボーリング調査をした結果をもとに設計をしました。そのものが、実際にはボーリングは5メートルということで、実際にボーリングをやった深さは、担当の者から聞きますと、7メートル、あるいは8メートルまでボーリング調査をしまして、その結果、5メートルで支持地盤が出たということで了としたということで、それを設計に生かしたというものでございます。ですから、誤認ではなくて、確かにボーリング調査をやった結果、5メートルで支持地盤が出ました。その結果をもとに設計は組んでおります。

それと、プールの位置につきましては、それ以前、基本設計をつくる段階に、プールの位置、校舎の位置を含めてですけれども、協議をされる中で、現在、建設をしております位置にプールの位置を決められて、それで実施設計に次に移っておるといような状況でございますので、一つ一つのことはきちとした手順、手続を踏んで協議がされて、なおかつデータをもとに進められてきておるといふふうに認識しております。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 特別委員会でも砂利採取跡地であることを知っているかと、そんなところにプールなどをつくるのは大変問題が大きいということは、再三、委員が指摘してきたところでありますけれども、しかしその後、ボーリングをやったら、確かに7メートルとか8メートルとか書いてありますね、報告書には、支持地盤は5メートルに出たから、5メートルだと思って設計をしたと。ところが5メートルではなかったわけでしょう。建設課では12メートルというデータを持っているじゃないですか、経過を。そういうものが確認ができておれば、ボーリングもやらずに、5メートルの支持地盤だなんていう事実と異なる認識を持って、誤った認識を持って、そんな場所にプールや貯留槽をつくるということにはならなかったわけですよ。特別委員会でも指摘しているんですよ、大丈夫かということ。そうしたら大丈夫だ、大丈夫だと。後でボーリングもしました。5メートルですから大丈夫です。こういうことだったんです。それは正確に12メートルの掘削深であるということは、建設課ではちゃんとそういうデータを持っているわけですから、同じ役場内にて、課が違うから、部が違うから、その情報が共有できなかった。そういうところから来るミス、それによって私は、5,610万円全部とは言いませんけれども、かなりの無駄遣いがここに発生をしたと。それは、ただ単に教育部だけの責任ではなく、そうしたこの一大プロジェクトをやっているわけですから、部長・課長会議を経営会議とかって言っているらしいですけれども、そういうところで随時、建設経過やそう

したものの報告を受けて、町長や一定の特定の幹部だけではなくて、すべての課長や部長がそうしたところに関心を持ち、情報を共有しながら、情報交換をしながら、そしてこの大事業を仕上げていくというような体制がもしもできていたとすれば、建設課長からのアドバイスもあって、そこは5メートルではないよと、12メートルだよという情報も得て、あらかじめそういう無駄遣いを避けることは十分に私は可能であったというふうに認識をしております。そういう意味で、そういう責任をこの調査報告書では明示がしてありません。町長部局の責任は一切ないというふうにもとれる調査報告書は、とても容認することはできませんし、町が教育部も総務部も建設部も含めて、すべてが情報を共有しながら、こういう一大プロジェクトに対しては一丸になって対応するという体制が整っていないことによる大きな損失をしたというふうにはしか思えません。そういう認識を町長部局は今後も持たないのか、このことを経験して。持たないのであれば、今後の学校建設は大きな懸念を持たざるを得ませんが、今後はどうするのかということと、このことについての町長以下町長部局の責任は、この一件について、何ら感じていないのか改めてお伺いをして、私の質問は終わります。

議長（宇野昌康君） 酒井町長。

町長（酒井 鉄君） 今、作文とも思えるような質問をいただきました。この設計につきましては、検討委員会が最終的な決定者でありましたので、町長部局がどうのこうの、あるいは議会から議論が出たからどうのこうのということではなくて、検討委員会の中でどうするかを最終決定されたわけであります。もちろん私も同じように場所については提案をしております。だけれども、この場所については一応検討委員会で決まったということでありますので、そのことに対して異論を申し上げるつもりはありませんでした。

（2番議員挙手）

議長（宇野昌康君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 何も責任についての論ずる答弁はありませんでした。そういう御認識だなということで受けとめて、私の質問は終わります。

私の質問は、一切作文なしで、自分の頭に浮かぶままにやったものでありますので、誤解がないようお願いをして終わります。

散会の宣告

議長（宇野昌康君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。御苦労さんでした。

（午後 2時57分）